

(明治二十五年五月六日遞信省認可)

REVUE  
DE LA  
PÉNITENTIAIRE DU JAPON

毎月壹圓發行

# 大日本監獄雜誌

第五拾五號

明治廿五年十二月發兌

## ●特別寄書家の異動と 海外通信

本誌特別寄書家外務省試補法學士畑良太郎君は今回交際官試補に任せられ澳國ウインナ府公使館在勤を命ぜられたるに付き爾後司法省試補法學士長島鷲太郎君本誌の特別寄書家たるおとを承諾せられ同君に代りて執筆の勞を取らる又畑君には遠く澳國に在る歐米に於ける監獄諸事業に付き通信の勞を取らるゝを以て自今は本誌上に於て層一層歐米獄事の真相を見るを得へし

### ○本誌寄書家に拜告す

本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はらず都て之を掲げ申度就ては續々玉稿を寄せられんおとを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るべく簡單なるものを寄せられたし

本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

○會計に關せざる往復文書は

東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

右廣告致し候事

明治廿五年九月

## 大日本監獄協會

(明治廿五年五月六日遞信省認可)

### 大日本監獄雜誌

定價表

一年分(六册)	●金七 錢	●金四十二 錢	●金八十四 錢
半年分(三册)	●金三十五 錢	●金二十二 錢	●金四十四 錢
一月分(一册)	●金十二 錢	●金八 錢	●金四 錢
零售	●金二 錢	●金一 錢	●金一 錢

（五号活字二十五字詰一行二付）  
但交機廣  
告ハ一切  
謝絶ス

發行兼編輯者 佐野 尚

印刷者 寺井宗平

印刷所 東京並木活版所

明治廿五年十一月三十日發刊

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地

發行所 東京市淺草區黑船町廿八番地

賣捌所 東京並木活版所書店

東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地

臨池書院

其外各書店

大日本監獄雜誌第五十四號目次

官報

○四件

講話

○大日本監獄協會第五回定期總會に於ける内務省警保局監獄課長小河滋次郎君の講話○佛國法律大博士ボツナド君の講話○大日本監獄協會の總會に於ける大學教授法學協士梅謙次郎君の講話

問答

○獄事雜問

雜錄

○大日本監獄協會定期總會○大日本監獄協會講話會○大日本監獄協會有志懇親會○司法次官瀧浦君の演說○典獄監獄官より出んことを望む○監獄評議委員

諷刺

○一件

通信

○宮城縣監獄署ニ於ケル分等監獄ノ成績○監獄協會常集會○ホワルド協會のタラック氏より監獄協への書翰○監獄署支署事務分掌改定○看守教習卒業○精勤証書○石川島監獄支署事務研究会を開く

翻譯

○歐米監獄沿革史(承前).....在文科大學神谷四郎譯...二五  
○分房制の實益.....久野三吾譯...二六

寄書

○教誨の目的○刑事被告人に對する監獄則制裁論

統計

獄事彙報

○數十件

廣告

大日本監獄雜誌第五十五號目次

官報

○四件

論說

○監獄論(第十二).....法學士畑長太郎...二  
○北米合衆國監獄制度の發達に就て(承前).....法學士石田氏幹...六

講話

○大日本監獄協會第五回總會に於ける特別會員貴族院議員小原重哉君の講話○大日本監獄協會の總會に於ける法學士長島嘉太郎君の講話○大日本監獄協會第五回定期總會に於ける警保局監獄課長小河滋次郎君の講話(承前)

諷刺

○四件

雜錄

○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)○大日本監獄協會常集會○監獄協會有志志年會

通信

○地方議會の建議○囚人取捨用窄衣○萬國博覽會への出品○京都府監獄死亡職員追悼會○精勤証書授與○看守教習卒業○米國神學博士の入會

翻譯

○歐米監獄沿革史(承前).....在文科大學神谷四郎譯...三五

寄書

○刑事被告人に對する監獄則制裁論(承前)○監獄教誨と宗教の關係○懲治人行狀調査内規を設けられんことを望む○實務上の疑義に就きて

小說

○獄事小説傳老氣

獄事彙報

○數十件

廣告

大日本監獄雜誌第五十五號

明治廿五年  
十月二日

官報

●敍任及辭令

敍從七位 北海道集治監分監長 畑 一 嶽

三池集治監看守長兼書記 三ヶ尻 忠 吾

任福岡縣三猪郡長

依願免本官 非職島取縣典獄 黒 澤 友 益

免本職補名古屋衛戍監獄長 步兵第十九聯隊中隊長陸軍歩兵大尉 榎 山 尙

鳥取縣典獄 堀 内 久 保

本年七月一日夜輕懲役囚安原喜代若重禁錮因橋本武治ノ

兩名脫監シタルハ監督不行届ノ致ス處職務上不都合ニ付

證實ス

●處務細則中改正 青森縣ニ於テハ去ル十一月八日處務

細則中監獄署分課ヲ改正シ監獄署ニ庶務、警守、作業、

經理ノ四課及醫務、敎務、ノ二所監獄支署ニ庶務、警守、

醫務、ノ三係ヲ置キ各々其事務分掌ヲ規定セリ

●看守敎習所卒業 神奈川縣ニ於テハ看守敎習所第十回

受業生二人ニ去ル十一月十五日卒業證書ヲ授與シタリ○

長野縣ニ於テハ去ル十一月十七日看守敎習生ノ卒業試驗

ヲ施行シ及第者十二人ニ卒業證書ヲ付與セリ

●獄務會 千葉縣ニ於テハ去ル十一月十七日ヨリ監獄署

ニ福岡木更津ノ兩支署長ヲ召集シ治獄上ノ事項ヲ議了シ

同二十日閉會セリ○山形縣ニ於テハ管下各監獄支署長監

獄書記看守長等ヲ監獄署ニ召集シ去ル十一月二十一日ヨ

リ獄務會ヲ開キ治獄上緊要ノ事項ヲ議シ同二十四日閉會

セリ○岡山縣ニ於テハ監獄署ニ各監獄支署長ヲ召集シ去

ル十一月二十一、二十二ノ兩日第十七回監獄會議ヲ開キ

戒護及給與物等ノ衛生上重要點事項議了セリ

警守課長を命せらる

大坂府看守長兼監獄書記 永田直之丞君

經理課長を命せらる 大坂府監獄書記 橋本元達君

醫務所長を命せらる 大坂府監獄醫 田宮之春君

敎務所長を命せらる 大坂府敎誨師 里見法爾君

庶務課長兼經理課長を命せらる 埼玉縣監獄書記 常見八十太郎君

埼玉縣看守長兼監獄書記 岡部伊三郎君

作業課長を命せらる 埼玉縣看守長 草苅次郎君

警守課長を命せらる 埼玉縣監獄醫 橋村三圭君

醫務所長を命せらる 埼玉縣監獄敎誨師 下間鳳城君

敎務所長を命せらる 大坂府監獄署敎誨師 深親了嚴君

依願、職務を免せらる

大坂府監獄署敎誨師 深親了嚴君



大坂府監獄署教誨師を囑託せらる 神谷 龍海君  
奈良縣監獄教誨師 朝戸 淨諦君  
依願、職務を免せらる

論說

○監獄論 第十二 法學士 畑 良太郎

第二章 保護協會ノ組織及ヒ職務ノ原則  
保護協會ノ組織及ヒ職務ノ原則ハ形式上ニシテ半ハ實質的ノ性質ナリ而シテ形式上ニ於テハ協會ニ關スル總テノ關係ヲ明カニ指定スル規則ノ發布ヲ必要トス即チ此規則ニ於テ協會ノ名稱目的及ヒ事業ノ範圍等ヲ明細ニ指定シ會員タルノ條件併ニ入會及ヒ退會等ノ手續ヲ確定シ如何ナル機關ニシテカ協會ノ指揮監督ニ任スルカ幾何ノ職金ヲ如何ニシテ徴収スルヤ如何ニ財産ヲ管理スルヤ如何ニ會計事務ヲ施行スルヤ等ノ事ニシテ皆之レヲ規定セサル可カラズ此等ノ事ヲ規定スルノ必要ハ保護協會ノ多數ノ合併シテ一大協會トナリ中央機關ニ隸屬スルトキニ於テモ亦之有リ即チ此場合ニ於テハ中央機關ト各協會トノ關係殊ニ其權利義務ヲ規定セサル可カラサルノミナラス其官廳トノ交通或ハ各協會相互ノ交通ヲ必要トスル場合ニ於テハ同シク形式上ノ規定ヲ設クルヲ善シトス例ヘハ保護事業ニシテ出獄中ニ開始スルトキハ監獄ト當該保護協會トノ間ニ協會ノ派出員ニ囚徒ノ面會ヲ許スノ條件

ヲ確定セサル可カラズ又之ニ反シテ保護事業ノ放免後ニ於テ開始スルトキハ監獄事務所ヲ以テ保護事業ヲ開始シ且端緒ノ機關トナル等ニ關スル件ニ付キ明細規定セサル可カラズ又各協會相互交通ノ必要ハ被保護人ノ被保護地變更ノ場合ニ於テ起ルモノトス  
實質上ノ關係ニ於テハ先ツ保護協會ヲ設立スルニ至リタル主意ニシテ永遠ヲ期シテ出獄人ヲ改良シ犯罪ノ著シキ増加ヲ防カントハ此ノ如キ協會ヲ設立スルノ已ムヲ得ストノ確信ニ基ツキ全力ヲ此貴重ナル社會上ノ問題ヲ解決スルニ傾クル一片ノ慈善心ヨリ生スルヲ必要トス然レモ保護事業ナルモノハ必ラスシモ二人以上ヨリ成ル團體即チ協會ヲ組織セサル可カラサルニ非ラズトテ一個人ト雖モ亦之ヲ行フヲ得ルモ其好結果ヲ見ルハ極メテ稀ナリ何トナレハ財源ニ限リアルノミナラス被保護者ニ諸般ノ適業ヲ與ヘ難ク又保護ノ實行ニ當リ其正鵠ヲ失シ往々其目的ニ反スル者之レ有ルヲ以テナリ  
又協會ヲ設立スルニ當テハ之カ會員タルモノハ諸般ノ業務ニ從事スルモノヨリ成ルヲ要スルノミナラス殊ニ社會ノ上流ニ位シ學識經驗兼チ備ハリ應分ノ財產ヲ所有シ其地方ノ情況ニ審カニシテ且名望アリ保護事業ノ施行ニ關シテ發生スル諸般ノ困難ナル問題ヲ迅速且適當ニ所分シ得ルモノ多數ナルヲ必要トス又最モ必要ナルハ其協會ノ會長ニシテ感化ニ巧ミナル會員ノ採用ニ關スル處置是ナリ而シテ僧侶ハ最モ速ニ被保護人ヲ感化スルノ普通ナル

ヲ以テ保護協會ニ欠ク可カラサルノ人ニ屬ス又女囚ノ出獄者ニ對スル保護ハ可及的婦人社會ヲシテ之ヲ擔當セシムルヲ善シトス之ヲ經驗ニ徵スルニ婦人ノ心ハ優柔ナルノミナラス最モ確實ニ且迅速ニ被保護人ヲ改良スル方法ヲ發見スルニ適當ナルヲ以テナリ  
又多數ノ町村協會相合シテ一ノ共通ノ團體ヲ作り各自之ニ隸屬シ統一的ノ監督ヲ受ケ同一性質ノ事件ニ關シテ同一ノ處置ヲ施シ及ヒ其事業ニ關スル原則ヲ一定シ勢力微弱ナル各協會ヲ保護シ又保護事業ヲ進涉スル組織ノ發達ヲ容易ニセサル可カラズ

協會ハ必要ナル經費ヲ第一ニ會員ノ職金ヨリシ之ニ次テ寄贈金及ヒ其他ノ寄附金ヲ以テ辨ス而シテ會員ノ職金ハ必ス規則ニ定メタル時期ニ徴収セサル可カラズ又多クノ國ニ於テハ刑罰施行中ニ處去シタル者ノ工錢ヲ充用スルノ例アリ元來保護事業ハ諸種ノ失費ヲ要スルモノトス何トナレハ該事業ハ利益ヲ目的トシタルモノニ非ラズシテ多額ノ失費ヲ要スルハ其性質上當然免ル可カラサルノナレハナリ此事ニ關シテジョン、ホワード氏ノ實驗上ヨリ來レル格言アリ曰ク各人ヲ勉強ニ爲セヨ而シテ汝ハ各人ヲ篤實ニナセヨト事業ノ性質實ニ此ノ如シ其多額ノ失費ヲ要スル亦宜ナラスヤ而シテ此ノ如ク各人ヲシテ勉強且篤實ナラシメント欲セハ先ツ被保護者ニ對シテ就職ノ媒介ヲ爲シ正當ナル役務及ヒ教訓ノ制ヲ設ケサル可カラズ而シテ是等ノ事ヲ遂成セント欲セハ必ラス多額ノ失費

ヲ要シ隨テ小協會ニ於テハ實力ニ制限アルヲ以テ大ニ困難ヲ極ム是ニ於テ乎大協會ノ設立及ヒ其協會ノ區内ニ於テ出獄者ニ與フ可キ保護ハ其區内一般ノ問題ナリトシ之ヲ實行スルニハ總テノ各協會ニ命令權ヲ有スルモノ即チ此等諸協會ノ上ニ位スル監督協會ヲ置キ其區内ニ於ケル諸般ノ事項ヲ處辨スル原則ノ施行ヲ必要トスルニ至レリ而シテ此原則ヲ施行セント欲セハ各協會ニ於テ現在ノ保護事務ヲ定期ニ調査シ之ヲ中央機關即チ監督協會ニ報告シ以テ保護ノ必要發生ニ際シ其處辨ニ便ナラシメサル可カラズ保護事業ヲシテ最モ良好ノ効果ヲ生セシメント欲セハ必ス摸型的ノ職務方法ヲ避ケ被保護人各人各個ノ情況即チ年齡體質氣質服務能力過去ノ罪質等ニ因リ總テ其取扱方法ヲ異ニセサル可ラス而シテ是等諸般ノ情況ヲ審カニスルハ頗フル困難ノ事業ナルモ監獄事務所ヨリ詳細ノ報告ヲ得ハ大ナル便益ヲ得ヘシ而シテ保護協會ニ投入ス可キモノハ充分ナル服務能力ヲ有スルモノニ限リ老衰虛弱其他精神ニ異狀アルモノ等ハ之ヲ貧院ニ送附スルヲ可トス近來海外移住益容易ナルニ至リ海外移住ヲ以テ保護ノ一方法トナス蓋シ海外移住ノ事タル出獄者ノ改良ニ關シテ全ク更新セル生活上ノ關係ノ生スルモノナレバナリ北米合衆國大統領ハ一千八百七十五年三月三日ノ法律ヲ以テ本國ニ於テ有罪ノ宣告ヲ受ケタルモノノ(但シ國事犯ヲ除ク)又ハ放逐ノ宣告ヲ受ケタルモノノ移住ヲ嚴禁セリ而シテ此法律ハ其解釋ニ關シテ種々ノ議論アリタ



レトモ結局刑罰施行後ノ者即チ出獄者ノ移住ニハ敢テ妨  
 タナシトスルニ至レリ保護協會ノ移住ニ關スル協力ハ全  
 ク被保護人ノ自由意志ニ基キタルモノナラサル可カラス  
 又其移住地ハ移住者ノ健康ニ適シ其執ル可キ職業アルハ  
 勿論併セテ將來ニ充分ノ望ナカル可ラス  
 北米合衆國ニ於ケル精神上及ヒ生活上ニ異狀アリテ保護  
 ヲ要ス可キモノ又ハ生計ノ資力ニ充分ナラサルモノ又ハ  
 其他資力ヲ得ル見込ナキモノニ對スル渡航ノ禁令ハ近時  
 極メテ嚴密ニ施行セラル、ニ至リ上陸ヲ禁セラレ直チニ  
 本國ニ放逐セラレタルモノ其數頗フル多シ曩キニ我和歌  
 山縣ノ移住民ニシテ上陸ヲ禁セラレ空シク歸航シタルカ  
 如キハ同國政府ノ無資力者ニ對スル移住ノ禁令施行ニ鏡  
 意ナルノ一端ヲ知ルニ足ル可シ移住ノ困難率亦皆此ノ如  
 シ是ヲ以テ之ヲ遂成セント欲セハ必ラス多額ノ資金ナカ  
 ル可カラス而シテ此資金ハ保護ノ義務ヲ有スル協會ヨリ  
 支辨シ又中央機關ノ制アル協會ニ於テハ中央機關ヨリ各  
 協會ニ代テ其費用ヲ辨ス之ヲ要スルニ出獄者ヲ移住セシ  
 ムルニハ非常ニ巨額ノ費用ヲ要シ且其將來ノ事ニ關シテ  
 モ亦不確ナルヲ以テ其移住セシム可キ出獄者ハ獨身ニシ  
 テ少壯且充分ニ服務能力アルモノニ限ルモノトス

第三章 少年ノ出獄者ノ保護

抑モ少年者ハ之ヲ老年者ニ比スルニ其惡習未タ固着セサ  
 ルヲ以テ苟モ誘導其宜シキヲ得ハ改過遷善ノ效必ラス速  
 也之ヲ經驗ニ徵スルニ率ネ皆然ラサルナシ是ヲ以テ保護

事業ニ於テハ此問題ヲ以テ最モ趣味アルモノトナセリ而  
 シテ茲ニ所謂少年者トハ十八歳以下ノモノヲ指稱スルモ  
 ノニシテ此等少年者ニ對スル保護ハ二種ノ方法アリ第一  
 種ハ少年者ヲ或ル家族ニ附托スルモノニシテ第二種ハ感  
 化院ニ送附スルモノナリ而シテ家族ニ附托スルモノハ改  
 良ノ見込充分ニシテ両親又ハ適當ノ親戚ナキモノニ對ス  
 ルモノニシテ其受托ノ家族ハ全ク其報酬ナキカ或ハ幾分  
 ノ報酬ヲ得テ少年出獄者ヲ整然タル勤勞ニ慣熟セシメ再  
 ヒ良民タラシムルノ義侠心アルモノタルヲ要ス又感化院  
 ニ送附スルモノハ所謂惡童トモ稱ス可キモノニシテ其性  
 質不良ナルモノ若シクハ受托ノ親族ナキモノニ限ル  
 抑モ感化院ナルモノハ出獄ノ少年ニ對シテ之ヲ教育及ヒ  
 改良ヲ以テ目的トスルモノニシテ此目ヲ達スルニハ必  
 ラス少年者ヲシテ整然タル勤勞ニ慣熟シ且崇神ノ念ヲ熾  
 ナラシメサル可カラス而シテ之ヲ實行スルニハ嚴格ノ規  
 則ヲ設ケテ之ヲ施行スルヲ要ス又被護者ノ入院及ヒ在院  
 ノ期限ニ關シテハ両親又ハ之ニ代ハルモノノ承認アルヲ  
 要ス然レトモ國ニ因リ強迫シテ入院セシムルノ制ヲ設ク  
 ルモノアリテ此等ノ國ニ於ケル感化院ハ非常ニ多數ノ少  
 年者ヲ有セリ

第四章 成年者ニ對スル救濟所

救濟所ニ二種ノ別アリ一ハ刑罰施行ノ後長期間寄宿セシ  
 ムルモノニシテ所謂第二ノ訓戒所トモ稱スヘキ所是ナリ  
 一ハ就職シ得ルニ至ル迄暫時寄宿セシムル所ノモノニシ

テ單ニ一ノ寄宿所タルニ過キサルモノ是ナリ又第一ノ救  
 濟所トシテ或點ニ於テハ勞役殖民地ヲモ亦包含セシムル  
 一アリ而シテ第二種ノ貧院ニハ男女ノ區別アリテ當該町  
 村ニシテ適當ノ職業捜査ノ勞ヲ執ラサルトキハ之カ需要  
 供給ノ媒介ハ救濟所自カラ擔當セサル可カラス蓋シ此等  
 救濟所ニ在ルノ徒ハ世人ノ信用ヲ全ク失却セルモノニシ  
 テ嘗テ面識ナキモノハ決シテ雇傭スルモノアルナキヲ以  
 テナリ

又婦女ノ尋常出獄者ト醜業ヲ營ミタル爲メ處刑セラレタ  
 ルモノトハ別ニ寄宿所ヲ設ク而シテ醜業ヲ營ミタル者ノ  
 中ニテモ生計ノ有様及ヒ其性質等ニ因テ又之ヲ別居セシ  
 ムルノミナラス其取扱方法モ亦之ヲ異ニスルコトアリ蓋  
 シ此等ノ婦女中ニハ榮譽ノ感覺ヲ有スルモノ又改良ノ見  
 込確定スルモノナキニ非ラス然ルニ若シ之ヲ同一寄宿所  
 ニ投シ寢食ヲ共ニセシムルトキハ遂ニ不良者ノ爲メ感化  
 シ去ル、ノ恐アルヲ以テ今婦女ノ救濟所ニシテ最モ顯  
 著ナルモノヲ擧クレハ和蘭ニ於ケルスボンゲル氏ノ設立  
 シタルモノ倫敦及ヒストツクホルムノ救濟所併ニ伯林ニ  
 於ケル醜業婦女ノ爲メニスル特別救濟所等ナリ而シテ醜  
 業婦女ノ爲メニスル救濟所ハ彼等ノ爲メ一時休息ノ場所  
 トシテ濫用セラル、ノ危險アルヲ以テ此等婦人ヲ投入ス  
 ルニハ大ニ注意ヲ要セサル可カラス  
 第二ノ救濟所ニ於テハ其出ハ固ヨリ自在ナラシムルヲ  
 要スルモ在宿中ハ嚴ニ其院則ヲ施行セサルヘカラス又時

トシテ相當ノ業務ヲ執ラシムルモ亦不可ナシ之ニ反シテ  
 第一ノ救濟所ニ於テハ其在宿期限ノ長短ハ人々個々其趣  
 キヲ異ニセサル可カラス何トナレハ第二ノ救濟所ニ在宿  
 スルモノハ他ニ適當ノ住處ヲ見出し次第退院スルモノナ  
 ルモ第一ノ救濟所ハ悔過遷善ノ効ヲ奏スルニ至ル迄在宿  
 セシムルノ規則ナルヲ以テナリ而シテ其期限ハ固ヨリ一  
 定ス可ヘキモノニ非ラサルモ率ネ一年乃至二年ノ日子ヲ  
 要セサル可カラス之ヲ譬フルニ第二ノ救濟所ハ出入自在  
 ナル大家族ノ如キモノニシテ確定ノ志想ヲ有スル家父ア  
 リテ之ヲ監督シ信教諸禮順序知識信義正直等ノ事ニ慣熟  
 セシメ其規則タル極メテ明瞭且宜シキヲ得タルモノナラ  
 サル可カラス而シテ書問在宿人ノ雜居ハ監督者アレハ固  
 ヨリ不可ナシト雖モ夜間ハ全員ヲ合併ス可キヤ又個々別  
 居セシムヘキヤ否ヤハ未タ論結セサルノ問題ニシテ又獨  
 雜何レヲ以テ賞罰ニ充用スヘキヤモ亦未タ論結セス又第  
 一種ノ救濟所ハ殆ント監獄ト庭徑ナシト稱スルモ不可ナ  
 キモノニシテ精神ノ培養及ヒ勞務ニ服セシムルヲ等ニ至  
 テモ畧ホ大差ナシ  
 第二種ノ寄宿所ハ處刑セラレサル流浪者ニ對シテモ亦一  
 般ニ必要ニシテ男女トモ寄宿スルモノ甚タ多シ又男出獄  
 者ノミノ救濟所ニシテ二三特異ノ取扱法ヲ爲ス所アリ即  
 チヒラデルヒヤノ救濟所ハ已ニ百年以來出獄人ニ海軍ノ  
 勞務ヲ執ラシメ又ホルドニ於テハ其寄宿人ヲ同市ノ職  
 工ノ頭領ニ紹介スルノ規定ナリ蓋シ男子ニ對スル職業ハ

之ヲ女子ニ比スルニ必ラス外ニ多クシテ内ニ稀ニ隨テ此方法ヲ採ルノ便宜ナルヲ以テナリ

### ○北米合衆國監獄制度の發達に就て(承前) 法學士 石田 氏 幹 京 東

上述の如く「コントラクト、システム」なる制度の廢減は北米合衆國監獄制度の革新を促かし囚徒等の逃亡を豫防する爲め囚徒等を鑓鎖する如き野蠻的取扱は自然廢棄に歸し囚徒等の善行を賞するに或る特權を許與するが如きは愈々益々其用を増し遂に身体刑は或る州に於ては全く法律を以て之を禁止するまゝとなり又或る州に於ては全く之を禁止せざるも甚だ稀れに之を用ゆるまゝなれり之を例せばデロウエル州の如きは犯罪人を笞杖するを以て主刑となせしも今は全く之を廢止し善行あるに於ては刑期中も雖も之を釋放するまゝなりしか如し囚徒等にして在獄中に於て勞働に慣るゝまゝとなくんば如何にして出獄後安んじて職業に従事するまゝあらんや是に於てか勉めて在獄中に於て囚徒等を勞働に服せしむることゝはなれりニユ、ヨークに於るエルミラ及びロセスタアの勞働場「マサ、チユセツ」に於るウ、スト、ホロの勞働等場の如きは皆な此の爲めに設置せられたるものにして實に監獄は囚徒等を勞働せしめ職業に従事せしむる習慣を養成する場所なりとの感覺を惹起するに至れり

是に於てか未だ嘗て職業に従事せざりし未丁年者と雖も出獄後に至つては職業に就くことを得又は少くとも職業に就くに容易なるを得しなり而して囚徒等の在獄中に於て勞働の爲め得たる金錢は出獄後職業に就くに要する費用に充てしめしなり囚徒等にして在獄中に於て教育せられずんば如何にして事の善惡を辨し出獄後復た再た凶惡事を爲すまゝなきを得んや是に於てか勉めて在獄中に於て囚徒等を教化するまゝなれりエルミラ、アラバマ、等の教化場の如き實に此の目的の爲めに設置せられたるものなり是に於てか未丁年者と云ひ丁年者と云ひ老年者と云ひ囚徒等の多少教化せられて出獄後復た惡事を爲すもの多少減するに至れり之を要するに前者即ち勞働は囚徒等を職業に導くの媒介にして後者即ち教化は囚徒等を善道に導くの媒介なれば勞働は形而下の監獄事務にして教化は形而上の監獄事務なりと謂ふべし而して此の兩者の中其一を欠かば焉くんぞ監獄の本旨を貫徹することを得んや故に形而下の監獄事務たる素とより必要なるまゝと論を俟たずと雖も形而上の監獄事務も亦た大に必要なりしなり斯く形而上の監獄事務たる在獄中に於て囚徒等を勞働せしめ職業に従事せしむる習慣を養成することの如きは必要なりと雖も又斯く形而下の監獄事務たる在獄中に於て囚徒等を教化することの如きも必要なりと雖も尙ほ他に

一の必要なるものありて存するなり譬へば猶ほ囚徒は疾病者の如き乎勞働は猶ほ藥石の如し教化は猶ほ保養の如し藥石の如き又保養の如き必要なるまゝと論を俟たずと雖も疾病者に全愈の希望を與ゆるにあらずんば疾病者は益々愈々衰微して藥石も其効なかるへく保養も其効なかるへきなり之に反して疾病者にして全愈の希望を保つときは藥石も其効奏すべく保養も其効奏すべきなり然り而して余の前に尙ほ他に一の必要なるものありと云ひしは此の希望を是れ指示せしなり疾病者にして全愈の希望なきときは藥石保養も其効なきか如く囚徒等にして自由(Personal Liberty)の希望(Hope)なきときは勞働、教化、も其効なかるへきなり是に於てか在獄中も雖も囚徒等にして能く勞働し善行あるに於ては刑期を短縮し假に出獄を許すの法規を設け以て其自由の希望を興へ勞働、教化、の効を全くすべきなり然り而して此の思想こそ北米合衆國監獄制度に於ける假出獄の成規を創定せしなり

抑も北米合衆國に於て假出獄の制度を創定せし思想の發達は今より二十年餘前シンシナチーに開かれたる監獄公會の意見に基くものにして該監獄公會は實に合衆國に於ける假出獄制度の北斗とも云ふべきものなれとも遠く其淵源を尋すれば假出獄の制度たるや英國政府が濠洲に其囚徒を置きし時代に其起原を發せしものにして實に愛蘭士の監獄大改良家たるサー、ウ、ルター、クロフトン氏

の發明せし所のものとす北米合衆國に於ては夙に「ドクトル、イー、シー、ウ、インズ」氏「ミスター、サンボールン」氏等熱心に速に假出獄制度を採用せざるへかたざるを主張せり特に「ミスター、ブロックウ、イ」氏の如きは如何なる方法を以て該制度を採用すへき乎等を研究し剩へ氏は之を「ミシガン」州に於て實驗するに至れり又「ニユヨーク」監獄協會は此の目的を達する爲めに新に異様の監獄を建築せり而して該監獄の建築には彼の有名な「アモス、ヒルスベリー」氏尤も與かりて力ありしなり氏は大に刑期は不確定なるへきまゝを主張し現行法の如く法律を以て刑期を確定するの非なるを論破せり氏の説は稍々詳密を欠けりと雖も又實際に採用せられざりしと雖も亦大に見るべきものありて北米合衆國の監獄制度を改良するの端緒を開けり(未完)

### 講 話

### ○大日本監獄協會第五回總會に於ける特別會員貴族院議員小原重哉君の講話

貴族院速記者 榊 速 記

今日此大會に御列席の方々は皆學識に富ませられ且つ獄事に老功のお方々でおざりませ、其外にも獄事のまゝに於きましては現に實踐しておざりませの方々が多くお出でませ



ると心得ます、斯かる諸君の前で何を申しましたなら宜しむおざりましよふか是れまで獄制に關するよとは度々意見も申しましたで實はモ一袋の底を叩いて仕まいまし、トントお聞きに入れるやうな話の種ねは盡き果て、おざりませぬが、お話の種もなくして此ターフルに倚りましたと云ふは恰も構なくして船を遣ると一般でおざりまして甚だ不都合の次第ではおざりませんが、本協會の役員の方々から小生に申しますには何んでも宜いから申さないかと云ふお勧めで足下は獄事のおどに付ては久しい縁由があるのであるから出席諸君に對して一應御挨拶をして呉れても宜いと云ふおどでおざりました、去りながら此所で御黙禮をチョット致した丈では餘り簡略に過ぎますから方今の時態には大いに柄鑿する所のおどではおざりませぬけれども聊か古いお話を申述べやうと存じますのでおざりませぬ(喝采)

抑う東洋西洋とも諸侯が割據を貪り群盜が掠奪を恣にしたる昔の或る時世には獄事におざりましても刑政即ち刑の政峻嚴偏勝なるの弊を致しまして所謂國の情愛、徳義と云ふおどを失ひまして遂には常典公法の外殘酷の惡私法が行はれされたおとを極々ザツト申述べますのでおざります、其殘酷なる私法と云ふは水獄のおどでおざります、水獄とは水の半で漢の高祖が毒蛇を水中に集めて罪人を其れに投じました之れを水獄と云ふと云ふおどが資

治通鑑に見へて居ります、又我邦に於きましては清寧天皇の御即位四年今か々千三百五十年前に在て既に最も悪みある所の監獄法を立てられました其事は茲に申す事柄でおざりませぬば殊更に夫れは述べませぬでおざります、が悲い哉降つて六百七十三年前即ち康平年間に至りまして奥州の乱れましたより以後年々各所に乱を起す者がおざりました夫れより世の中が錯亂したに付いて常典公法の外に惡私法が大に起りまして夫れより引續いて今を去る百三十年前までは諸國村々の庄屋名主の家に水牢木馬杯と云ふものを設けまして百姓其の私を構へて租税を納めない者を此水牢に入れて木馬に乗せ凌躐呵責したもので此の事は落穂集の追加に載せておざります彼の義太夫本の白有喇に「どく様のお家、お香、おめ」と云ふおどがおざりしますが實に當時の實情を寫し出したもので決して虚説ではおざりませぬ、又羅馬に於きましては罪人を獄舎にて數百答さを行ひたる後生きたる難、生きたる大生きたる蛇と俱に革袋に入れまして尙は數百鞭撻つて海中に投込んだと云ふおどがおざります、前に述べたる東洋の殘忍は皆常典公法の限界を越へて終に徳義情愛の區域に私人した惡法でおざりませぬ、西洋羅馬の法も亦狂制の民を殘したものであらうと考へられます、我邦今日の如き盛世におざりましては斯かるよとは最早云ふも忌はしきおどで將來前に述べたる如き惡弊の發生と云ふことは萬ないことと考へますから、今更其事を

喋言するには及びませぬ去りながさ或は世人の過りと云ふがあるかも知れませぬと申すのは随分物の辨識のある方々でおざりましても罪人の遇待が古昔の世とは變つて段々厚くするに依て遂に犯罪者が獄舎を上聚樂場と心得て此位なら百日這入る、此位なら五十日這入ると云ひ遂に獄舎の中を我住家の如く心得る弊が起ると云ふ一説がおざりますが是れは一應尤もらしくは聞へますが甚だ夫れは短見の言と云はなければならぬと思ひます、私が先年公命を負ふて他に調べに參りました際一種の書を見て夫れを調べて貰ひましたに彼の獨逸國の中興の始めに當りまして監獄の構造は善くせねばならぬ諸役所杯の如きはどうでも宜いと云ふ説が學者間に起しと見ゆ、何の爲に其説が起りしかと云ひますと犯罪者となつた人民を政府が窮屈の狭い所に入れて預り置いて若しも之れが爲に病を醸し或は快鬱の如きよりして舌でも嚙んで死ぬるおどがあつたならば甚だ不都合なる人民の命脈の預り様であるのである、果して此命脈の預りやうが不行届であつたならば人民が太鼓を鳴して政府に復讐をしやうと云つても辨解の言葉が無かろうと、故に獄舎は何を措いても先づ以て良くせねばならぬと云ふ説が行はれました御案内でもおざりませうがベルリンの獄舎杯は宏大のものが出来たと云ふことでおざりませぬけれども今は我邦の社會杯では右様な説を云ふ者は甚だ少ないやうでおざります、若しい目を致させますと犯罪者が少なくなるに甚だ今は

待遇が過ぎる杯と云ふ者がおざります、過ぎると云ふならば如何なる苦しいものかさう云ふ人が這入つて見れば分るのでおざります(拍手)中へ這入つて居らるゝものはおざりませぬ我が入らざるお話でおざりますが戊辰前には三度も獄中に這入つて苦しめられたのでおざります、中へ獄中と云ふものは甚しいもので之れを良くすると懲りぬ杯と云ふ話は思はざるの甚しい説であらうと考へます獄中に於て懲治すると云ふおどは即ち豚味噌の入れ換へを始めませぬければならぬのでおざりませぬ、先づ此邊で此御話は措きまして、夫の監獄は規則があれは其規則に因循し當局者と雖も其通りやりさへすればそれで宜いと思ふ人が或は無きを保たんかと思ひます、全体申さずとも宜いおどでおざりますが監獄則があればその通りやうやら斯うやらしてあれど其上を研究して獄政を振ひ起さなければならぬと云ふ行込で學問をする人は甚だ乏しいやうでおざります、今尙ほ之れを講ずる人が何れを聞いても甚だ乏しい、其乏しいと云ふ證據を挙げますれば獄務に従事して居る間は已れは熱心だ、どうだと云ふ人が世間に多い多ければ其れを去ると云ふと冷やかなるおど氷より甚しい(大喝采)監獄のおどに従事して口を糊した人ですら其様な事があるのでおざりますから固より縁のない世人の思ひの淺いと云ふのも無理な事かぬことと云はなければならぬと云ふ様なものである斯く無理ならぬと云ふ道理を附けて之れに相和する人が多



くなりましては監獄も法律も効用が立ちませぬで國は唯々理屈で倒れなければなりませんねが理屈倒れと云ふものは甚だ恐ろしいのでござります(拍手喝采)で時に獄政を振り起さんと熱望するは第一に監獄官諸君に望まねばならぬおとでござりますで小生の漫言する所を尤めず幸に此の意味を咀嚼し給はんことを冀ふのでござります  
 終りに臨んで尙ほ聊か補言するまどがござります、諸君御案内の通り右への語に花蔭、草生、閑園、静の句がござります、是れは徒らに云つたものではござりませぬ、現と其様なことが有たる也斯かる効を奏する事には先づ以て監獄官たる者に對して永年に希望しなければならぬおと思ひます、是れ強ち期すべからざるを期すると云ふのではござりませぬ、將來益々人文が進みまして百歳の後に至つて小生の今日希望致したものは薄智愚漢の言にあらずして一種の知言たるの追賞を得るおとも亦計るべからざるおと思ひます諸君彼の唐の太宗が火浣布を觀て其名を命したるの話しは今日に在ては達觀なりと追賞せざるを得ざるものであらうと存せられます  
 此上段々申述べたいとおござりますすが過日から少し工合が悪いので甚だ短ふござりますすが是れ丈け(満場大喝采)

○大日本監獄協會の總會に於ける法學士長島鷺太郎君の講話

策 輯 速 記

諸君、今日は監獄協會の總會でござりまして私にも一場の講話をせよと云ふことでもござりましたが今日は諸君も御承知の通り私共の先輩である梅、元田の両先生の講話もござりますし、夫れから又監獄事業に多年從事せられて居らるゝ小原、小河の両君が講話をなさると云ふおとであり殊に我邦の法律事業に當つて大層の功勞ある名譽のあるボアソナード先生が講話なさるとおとである、凡そ其道のた方に講話を致すには學理に依るとか或は實驗に依つて話すべきのでありますすが今日は唯今申しましたやうに學者諸先生殊に實務家の話もおござりませぬか、殆んど私の申上げる道はないのでござります私に唯々諸君の前に於きまして申し上げますのは私の希望と云ふおとに過ぎない——唯今小河君も云はれました通り此世間では監獄の改良誠に冷淡であつて殊に政治家は無論、宗教家、又は監獄に密接の關係を持つて居る學者までが冷淡であるおと云ふおとでござりましたすが誠に私の見る所も同じおとである、監獄の改良と云へば或は監獄の構造を變へなければならぬ即ち其房の制を廢して獨房の制を取らなければならぬと云ふやうに都て監獄の改良に就ては費用が入る、其費用は何處から出るかと云ふと我々國民が負擔しなければならぬものである、然るに其衝に當つて居る國民はさうであるかと云ふと甚だ不熱心であつて單に熱心であるのは其道に關係のた方ばかりである、監獄改良の餘澤を受くべき國民が夫れに向つて冷淡であると

云ふおとは前に私のみならず世間一般の評であらうと思ふ、夫れで今日監獄に這入つて居る者がどの位であるかと云ふに私は委しい統計は存じませぬが、殆んど六七万の人間であるさうです其六七万の人間と申しますものは我常備軍を組織する丈の人間である、故に一朝事があつたならば此國の名譽を保ち得る丈の人間が練練の辱めを受けて不經濟的の人間となつて居る、夫れが爲に要する所の費用はどの位であるかと云ふと政府が國會に請求しました所で見ると一ヶ年三百万圓以上の額である、丁度我海軍に必要な甲鉄艦——畝傍艦を造るには三百万圓の金が入つて居る、即ち此國に一年に一つ宛の甲鉄艦を殖やすおとが出来程の金を不經濟的に使つて居るのであつて實に無益の話である、俗に云ふ泥坊に追銭と云ふ話でござります、去りながら治に居て乱を忘れず軍艦を殖し常備軍を殖すと云ふおとが此國の名譽を保ち此國の治安を保つと云ふおとであるならば監獄に這入つて居る六七万の囚徒が世間に出たならばさう云ふおとをするかと云ふおとを考へたならば三百万圓の費用は何の事でもござりませぬ、若し囚徒が出たならば犯罪の爲に社會をドの位害するか知れない、海防であるとか常備軍を増すと云ふおとが此國の威嚴を保ち此國の靜寧を保つおとは必要であるが此六七万の囚人を放縱したならば日本國內に大きな敵を置くおとと同じおとでござりまして迎も社會の安寧を保つおとは出来ない、此監獄改良の爲に費す所の費用は僅

か三百万圓であつて此改良の爲にドの位幸が起るかと云つたならば實に少なかりぬおとであらうと思ひます、又國家の事業の中で幾少益になるおとでも外面から見ると費的のものがござります、監獄の如きは即ち夫れであつて外面から見ますと實に不經濟的の事業、不經濟的の事業、消費的の事業に費すやうな心持が致しますけれども恰も醫師が病人を癒すと同じおとで監獄は犯罪人を矯正して今まで放蕩無頼の徒であつた者が監獄の力に依つて良民となれば國家にドの位の生産力を増そかと云ふおとを考へたならば監獄事業は方々に生産的の事業であるおと云はなければならぬ、先程小河君も刑法が幾ら完備して居つても刑法實行の機關である所の監獄が改良されなかつたならば何の効もないおと云はれたが實に其通りである然るに此刑法でござります——犯罪人を糾問し刑を言渡す手續より其刑を實行するに至るまでの法律は時勢の變遷と共に變つて來て居る、能く人が云ひますに未開のより時代より開化の時代に進むに従つて刑法は嚴より寛に遷つて行き段々に柔くなつて來て居る、昔でござりますと泥坊を致す者があつたならば無闇に首を切つて仕まうやうな随分酷な法律でござりましたが殆んど自由刑とか財産刑とか云ふおとは認めて居らぬ位のおとでござります殊に我邦の封建時代の如き武斷政治の世の中では兎に角社會の靜寧を保つおとが精密であつた爲に何でも罪人を恐れさせたならば夫れで済むと云ふ考でござりました

たから刑は成るべく酷に致して司法警察であれ、行政警察であれ、罪人を逮捕することか能く届かなかつたから、只害を爲さぬやうにすることを考へて居りました爲に當時の刑法では罪人の糾問であれ、刑の執行が實に残酷を極めたておざりませ、併ながら今日に於きまして証據に依つて裁判をするに云ふ様に漸次文明の進むと共に犯罪人も其文明の徳澤に濕ふと云ふ有様になつて参りました又ドン詰りの刑を執行しました所の機關——監獄と云ふものも昔に比しますれば改良されまして昔は恰も犯罪人は社會から見捨てられた殆んど社會の敵見たやうに思はれて居りました爲に随分罪人を扱ひます所の方法が酷であつたさうでおざりませが今日文明に進むと共に刑法も寛になり刑の執行も良くなつた譯でおざりませ、又先程小河君も言はれた通り昔の刑の執行と云ふものは唯々何でも人を恐れさせれば宜いと云ふものでありましたが今日に於ては脅嚇ばかりでなく悪いおどをしたならば其心を改めさせるも云ふ遷善主義と云ふものが今日の有様になつて來た、此の如く素とは脅怖主義と云ふものに刑を執行したのが今日では遷善主義となつて即ち矯正することを源とに取ります爲に刑を執行する上に付きましては非常に變つて参りました又夫れに付きましては随分歐羅巴の刑法學者の中に色々の説が出て來た、私は是れから歐羅巴に條件付の判決と云ふものが今日刑法學者間に大なる勢力を占むると云ふおどを述べやうと思ふのでお

ざりませ、先程も申しました通り武斷政治の世は都て刑の執行が酷烈であつた爲に死刑に處するおどが頗る多かつた併ながら今日歐羅巴はさうである、昔は刑を執行する上に就て犯罪人を防ぐと云ふ上に就て一番宜い處刑と思つた所の死刑と云ふものが今日にあつては或る國に於きましては實際上殆んど廢せられんとする有様でおざりませ、ベ、カリヤと云ふ人が死刑廢止論を唱へましてかゝ以後伊太利のトスカタと云ふ處に於きましては既に死刑を廢して居ります其考と云ふものは或は宗教とか道徳とか云ふ主義に基いて居りますけれども詰り私の先程申しました所の恐怖主義ばかりが刑の執行の方法ではない、矯正すると云ふことが刑の執行の主義であるのに首を刎ねたならば人間萬事休す、如何に其者が志を改めやうと思つても死んで仕まつたならば出來ない、故に詰り矯正主義の上から死刑を廢すべきものと云ふことが學者間に勢力を占めたのでおざりませ、獨逸に於きましては未だ死刑は廢業にはなりませぬけれども實際の上から見ますれば殆んど廢したと同じやふに結果を持つて居るおどでおざりませ、彼の國に於きまして死刑は大概特赦と云ふことで死刑はおざりませても死刑を執行したおどは少ない、彼の帝室に對する罪の如きは其國の安全を保つと云ふ爲には一番必要の刑でおざりませして其未遂の刑でおざりませても死刑に處するおどでおざりませなければ彼の國に於きましては先帝の時代でおざりませたが之れ

に向て不逞を企つた者がおざりませして其者を死刑に處するに方り一般人民には何時も特赦を致して居るのに帝王に對して不逞を企つた者を死刑に處すると云ふおどは随分氣の毒のことであると云ふことで當時のウイヘルム皇帝は病氣と稱して避けられ皇太子が政を攝せられて死刑を執行したと云ふことである、獨逸に於きましては斯く迄死刑を執行するおどを厭ふて居りました夫れであるから死刑を廢したと事實違はぬのでござりませ今日我邦に於きまして死刑を廢するおどか廢せぬと云ふおどは私に於きまして一言に斷するおどは出來ませぬけれども今日歐羅巴の刑法學者間より來て死刑廢止と云ふことは新説となつて益々勢力を持つ所の説であるおど云ふとは斷言が出來ませ死刑が廢せられたならば其次の刑は自由刑で其自由刑は監獄に於て執行すると云ふおどでおざりませましたならば刑の實効と監獄と云ふことは非常の關係のあることで今日の刑の執行は矯正主義を目的とするおどである爲に僅かの禁錮の刑に處するおどは刑の目的を達しないおど云ふおどが此頃の刑法學者の間に起つて居ります、なせおど申しますと犯罪を常業と致して居る様な者か二ヶ月や三ヶ月の禁錮刑に處せられても左程苦痛は感じない之れに反して不意の出來心に犯罪を爲した者は二ヶ月三ヶ月の間不良の輩と交はり且自分の名譽を害せし爲に毒を喰は、皿までと云ふ考を起して却て再び犯罪をするやうなおどがある、夫れ故に僅かの禁錮の刑は之

を執行しない方が増してあると云ふ考から致して僅かの禁錮の刑に處する代りに條件付判決と云ふ方法を以て一たひ泥坊な泥坊の罪を犯した時は其裁判を下すに當つて二ヶ月、三ヶ月の禁錮に處する代りに五年なり六年なりの年限内に再び罪を犯したならば其時は刑を科すると云ふ様な方法を用ゐると云ふおどであつて此事は實に學説のみならず北米マサチューセツ州に於きまして實行して居ることでおざりませして千八百七十年の頃今を去ること二千年前よりでおざりませ英國、白耳義にも採用され、佛蘭西埃太利に於きましても學者の間に大變勢力を占め獨逸に於きましても此法を採用しやうと云ふ説が起つて居る位でおざりませ、重い刑に付きましては死刑を廢し輕い刑では自由刑を免するおどが今日の説でおざりませたならば私が先きに申した文明の進むと共に刑と云ふものは嚴から寛に移つて來ると云ふおどが出來ませう、さう致しますと今日の重なる刑は自由刑でおざりませが併て其自由刑が刑の目的を達するおどと云ふことは是れは一問題でおざりませ能く刑法學者が申しまするに刑は一人に止まる、昔は三族に及ぶと云ふおどでおざりませましたが、今日は刑は一人に止まる、或は社會は公平の心を以て其安寧を傷けたものを罰すると云ふ譯でござりませすから其犯罪人に科する所の刑も公平、平等でなければならぬと云ふおどでおざりませが此監獄で専ら扱ひます所の自由刑と云ふものは刑の原則たる一人に課すると云







新監獄も同時に出来る云ふやうな有様でござりました。是れは監獄制度と云ふものは學者が注意して研究して居る一つの證據でござります。此の如く學術的に大に根據を堅めるやうになつて監獄學者が大いに眼に止まるやうになつた夫れで今日では一つは學術的になつて居り、一つは政治的になつて居り、一つは宗教的になつて居る、即ち此三つが助け合つて監獄事業が堅まつて居る實況になつて居る、顧みて我邦の監獄はどうか既往はどうか云ふ沿革を経て来たかど云ふに……宗教家が此點に關してどう云ふ様に力を盡して居るか學者は此事に就て如何に研究致しましたか政治家は此事に就て如何に熱心であつたか此事を探究して見ますのに宗教家即ち佛教徒も少くはない……現時はキリスト教も多い……でござります。此二者に論なく都ての宗教家が監獄事業に對して冷淡で有りまして其博愛心を監獄に對して實行する有様は無かつたのでござります。成程今日の所で宗教即ち佛教と耶穌教に従事して居る人が監獄の教誨師となつて教誨を掌る役人になつて居る者も多少ござりますが夫れは重もに役人がわで宗教者の名僧知識と云ふ人はマルで此點に關しては冷淡である、少しも頓着しない有様である、之れを一般に評して見れば宗教家は監獄に對して冷淡である云ふ既往現在の有様でござります、然らば彼の政治家は此事に就て注意したかど云ふに是れ亦冷淡である寧ろ冷淡なるのみならず監獄事業の發達を害すると云ふ

様な實況である府縣會は地方の監獄費に對してどう云ふ有様であるかど云ふと毎年實行機關の完全を求むる爲に監獄を改築しなければならぬから費用を支出して呉れど云ふことで提出致しましたり或は囚徒の健康を保ち生命を保持する爲に斯う云ふことをしなければならぬ夫れをするには斯く々々の費用がかかる云ふことを地方議會に提出すれば節減主義と云ふ點から唯々一も二もなく打毀して一つの要求も通過させぬと云ふ實況でござります、夫れが果して節減主義に適ひませうか夫れでは罪惡の傳播は防ぐことが出来まいと思ふ即ち監獄が不完全であるが爲めに犯罪人が一年に増加する傾きでござります、犯罪人が増加すれば監獄の費用が増加するは當然でござります、監獄の費用が増加すれば大なる不經濟でござります、唯一時の節減々々と云ふおどかす非常なる究屈を感するのでござります、夫れが爲に監獄改良の志あれども之れを實行するおどは出来ない殊に政治家が甚たしく此事業に對して冷淡なる証據は彼の帝國議會に出したる監獄費國庫支辨案は如何なる結果を見ましたか、哀れにも衆議院は之れに向つて反對を表しました、遂に此法案は通過せしめなかつたではござりませぬか、此法案の如きは監獄事業に對して最も必要である、其必要なる法案を通過させぬと云ふのは政治家が此事業に對して冷淡なるのみならず改良事業を妨げるものであると云つて宜からうと思ひませ、此通り政治家も冷淡であり、宗教家も

冷淡であるが、學者はどうかであるかと云ふと刑法學者を以て自ら任じて居る人ですらも監獄制度に就て研究して居る者はおざりませぬ或は密に研究して居る者が二三はあるか存じませぬが其結果として我々の従事して居る監獄の事業に對して刑法學者がドレ程の利益を興へて呉れたか、ドレ程の制度を興へて呉れたかと云ふと一つも日本の刑法學者から利益を受けて居ることはないのでござります、即ち之れは一般の法律學者刑法學者が此事業に對して冷淡なる一つの証據でござります、既に刑法學者すらも冷淡でござりますれば一般の法律學者が此事業に對して冷淡であるのは當然のとでござります、甚しきに至りましては裁判官と云ふ様な最も直接に此事業に關係すべき人ですらも此事業に對しては甚だ冷淡でござります

今日我日本に於きまして監獄改良の聲は随分盛んでござります、其盛なる聲は外部にあらずして寧ろ内部の監獄事業に實際に従事して居る間に盛でござります、社會に於きましては恰も寂として其聲を聞く所はない實況でござります、是れが歐羅巴の道行と日本の道行の反對なる實況でござります、即ち西洋では寧ろ社會が攻撃する、所か彼彼の堅き高き監獄の塙に依つて監獄改良の目的を外に逸さないやうに務めて居りますのに社會は熱心に夫れを打破つて監獄改良の聲を内に徹しさせたいと務めて居る然るに日本では門を開いて非常に務めて居るにも拘

はらず社會は耳を覆ふて之れを聞くおどを厭ふて居る實況でござります(拍手喝采)此の如く改良發達の順序が異つて居りますか、従つて此改良の進歩も甚だ鈍いおどであらうと考へます、夫れは兎に角今日では致方はないが是れから以後はどうか致して我々一般に即ち國家公共の事業に對しては單り政府に一任するのみならず又監獄當局者に任せるのみならず社會の有力者は之れに熱心して共に俱に十分に改良を圖るおどに注意致されたい(喝采)我監獄協會は三千餘の會員がござりました、其會員は重もに監獄當局者におざります、其中に政治家宗教家慈善家も多少ござりますが最も多きは監獄當局のものにおざります、夫れで廣く社會有力者が此事業に熱心せられんには先づ此協會に這入られて研究せらるゝことを非常に希望するのでござります、今日以後若し諸君に於て果して國家の爲に此監獄事業を御研究なさる積りでござりませぬならば何卒監獄協會に御加入になりまして親しく此事業に就て研究し唯無闇に理論的に干渉することなく十分實着に研究を積んで此協會が監獄事業の羅針盤となり政府と人民との間に立つ所の平和なる紹介者となりまして適當なる誘導を監獄事業に與ふるやうに致したいのでござります、どうぞ監獄協會の將來益々盛なると同時に諸君に於かれまして此事業に御賛成あらひとを希望致します(滿場大喝采)





看守人ノ家族ノ住所ハ監獄内ニ設クヘシ但其家族ノ住所ト監獄トヲ餘リ近接セシメ刑ノ執行ハ看守人ノ住所ニ於テ其効力ノ一部分ヲ無効ニ属セシムル等ノ事アルヘカラス宜シク區劃ヲ確定スヘシ又無用ノ室ヲ構造スヘカラサルモノトス

司獄官ノ家族ヲ監獄内ニ住居セシムヘカラサルノ原則ハ管理費用上ヨリ小監獄ニハ之ヲ適用スヘカラス看守人若シ監獄外ニ住居スルハ食事睡眠休息ノ時間ニハ他人ヲ以テ職務ヲ代理セシメサルヲ得然ル時ハ一名ノ代リニ二名ノ看守人ヲ要スヘシ女囚ハ一名ノ看守人ノミニ之ヲ委ヌヘカラサルヲ以テ又女看守人一名ヲ置クヲ要スルニ至ルヘシ通常小監獄ノ看守人ハ節儉上ヨリ其タ小給ヲ受ケ傍ラ業ヲ營ムニ非サレハ生計ヲ立ツルヲ得ス若シ相當ノ俸給ヲ受クルコト有キハ使丁若クハ裁判所ノ僕等ノ職ヲ兼スルヲ例トス此二個ノ場合ニ於テハ本職タル看守事務及秩序清潔ノ注意ハ之ヲ看守人ノ妻ニ委ヌルモノトス宜シク此事實ヲ參酌スヘシ故ニ看守人ノ家族ノ住所ハ監獄ノ中央ニ設置シ其所ヨリ容易ニ万事ヲ開取リ又見渡スヲ得ヘカラスヘシ但該住所ハ囚徒拘禁所ヨリ嚴ニ之ヲ區劃シ以テ刑ノ執行ノ乱雜ニ流ルヘシ預防セシムハアルヘカラス蓋シ看守人ノ住所ハ男女囚ノ監獄ノ中間ニ設ク之ヲ以テ兩監獄ヲ離隔スルヲ尤モ妥當ナリトス

第七款

リ囚徒ノ人數ニ付キ之ヲ看守人ニ交付スヘシ而シテ看守人ノ妻ハ自家ノ庖厨ニ於テ十五乃至二十五「リイテ」ノ豌豆、蠶豆若クハ麥汁ヲ料理スヘキモノトス斯クスルハ看守人ニハ經費使拂ノ明細表ヲ製スルノ煩勞ナカルヘシ婦女入監スルハ看守人ノ妻ヨリ其者ニ命シテ監獄ノ洗濯物ヲ洗濯セシムル爲メ女囚監獄ニ洗濯所ヲ設クヘキヤ否ノ疑問ハ未タ確定セス故ニ今遽ニ試驗ノ爲メ之ヲ設クヘカラス暫ク從前ノ如ク洗濯物ハ看守人ノ妻ヲシテ自己ノ洗濯所ニ於テ澗洒セシムヘシ若シ監獄大ニシテ常ニ數人ノ女囚在監スルハ洗濯室若クハ浴室ノ側ニ時宜ニ依リ小ナル洗濯所ヲ設クルモ可也男女囚ノ監獄ニハ右一ノ浴室ヲ設クルヲ妥當トス

第八款

囚徒二十名又ハ二十名以上ヲ繫囚シ一人以上ノ看守人ヲ置ク所ノ監獄ハ數階ニ之ヲ築造スベシ但女囚室ヲ男囚室ノ直上又ハ直下ニ設置スルコトハ嚴ニ禁セシムハアルヘカラス其他男囚及女囚監獄ニ各一個ノ浴室ヲ設ケ男囚浴室ニ於テハ浴桶ヲ備付クヘシ女囚監獄ニハ第一階又ハ女囚用ノ庭内ニ建テタル小舎内ニ炊所洗濯所ヲ設クヘシ四十名以上ノ監獄ニハ簡易ナル禮拜堂ヲ設クヘシ地下階ハ只倉庫ニ充ツヘシ

囚徒ノ數二十名ヲ越ユルトキハ建築費ヲ節減スル爲メ數階ニ階造ニ築造スルヲ最上トス各階ニ一ケ看守人ヲ置クヘシ斯ル裝置ニテ注意スヘキハ男囚ト女囚トヲ交

一名ノ看守人ヲ置キ二十人以下ノ囚徒ヲ繫留スルノ小監獄ハ建築場ニ差支アラサルキハ唯壹階造リニ建設シ地下ノ室ハ看守人及監獄ノ家政上之ヲ要スル限リ設クヘシ拘禁室炊所浴場ハ地下階ニ設クヘカラス如キ監獄ニ於テハ拘禁所ノ外必要ナルモノ左ノ如シ即チ男女囚ノ監獄ニ於テハ分房ノ大サ位ノ浴室及洗濯室一監獄ニ各壹個所其他女囚監獄ニ於テハ分房ノ大サ位ノ洗濯所壹箇所ヲ設クヘキモノトス囚徒ノ食物ハ看守人ノ庖厨ニ於テ調理スヘシ

唯壹名ノ看守人ヲ置ク所ノ小監獄ノ看守上ヨリ論スルハ其監獄ハ一階造ニ建築スルヲ可トス而シテ囚徒ノ拘禁ニ充ツル分房ハ總テ地上ノ第一階ニ設クヘシ地下階ハ慣例ニ依テ地窖ニ物品ヲ貯藏スルヲ要スル場合ニ於テノミ之ヲ構造スヘシ然レモ洗濯所炊所浴場消毒室及監房ノ下ニハ地下階ヲ設置スヘカラス其理由ハ大ナル監獄ニ於ケル同一ナリ蓋シ大ナル監獄ニ於テハ能ク組織及規律ノ整フモ尙地下階ニ於テ秩序ヲ維持シ且清潔ニ爲ヌヲ得サルニ如何ニソ小監獄ノ如キ看守人概シテ上官ノ監督ヲ受ケスシテ檀ニ監務ヲ處理スル所ニ於テ地下階ノ秩序及清潔ヲ保スルヲ得ザルコト二十人以下ヲ繫囚スル小監獄ニ於テハ特別ニ炊所ヲ設クルヲ要セス何トナレハ十人乃至二十人ヲ給養スルカ爲メ別ニ經濟ヲ立テ而シテ貪究ナル看守人ニ錯雜ナル計算ヲ爲サシムルヲ欲セサレハナリ給養費ハ土地ノ相場ニ依

々一監舎ノ上下ニ置クヘカラスコト是ナリ炊所洗濯所ハ監舎ヨリ隔離シタル女囚用ノ庭内ニ設クヘシ是レ不潔物及惡臭ヲ遠サケンカ爲ナリ

囚徒四十名以上ナルトキハ禮拜ヲ行ハシムルヲ必要トス之カ爲メ小禮拜所ヲ設ケスハアルヘカラス禮拜所ニハ閉閣ヒタル獨座席ヲ用非肩ヨリ以下ヲ蓋ヒカクス所ノ坐席ヲ設クルヲ以テ足レリトス女囚ノ坐席ハ男囚ヨリ透見スルヲ得サル様設置スヘシ (未完)

○大日本監獄協會常集會

大日本監獄協會常集會は豫期の如く去る十二月十一日午後一時より東京市上野公園内韻松亭に於て其第一回を開けり時は俗に云ふ師走の事なれば參集如何と思はれたるに熾ゆるか如き熱心は百障を一掃して參集諸氏存外に多く殊に當日第一に着場せられしは埼玉縣典獄維持會員山室元吉君なりと引續き來會せられたる諸君は

(姓名イロハ順)

- 井上 穂藏君 (市ヶ谷支署監 市ヶ谷支署監)
- 東條 惣作君 (東京集治監 東京集治監)
- 小河 滋次郎君 (内務省監獄課 内務省監獄課)
- 神谷 彦太郎君 (内務省監獄課 内務省監獄課)
- 横江 勝榮君 (石川島支署署 石川島支署署)
- 中村 梅橋君 (石川島支署署 石川島支署署)
- 工藤 準造君 (東京集治監 東京集治監)
- 前田 傳君 (石川島支署署 石川島支署署)
- 印南 於鬼吉君 (内務省監獄 内務省監獄)
- 小原 重哉君 (特別刑務員 特別刑務員)
- 甲斐 秀成君 (維持會員 維持會員)
- 河村 稻穂君 (東京集治監 東京集治監)
- 中村 邦彦君 (内務省監獄 内務省監獄)
- 上田 定次郎君 (埼玉縣典獄 埼玉縣典獄)
- 山室 元吉君 (維持會員 維持會員)
- 萩原 定夫君 (署看守 署看守)



- 福澤勇太郎君 (監獄協會庶務)
- 小林益三郎君 (補佐員)
- 手島夷喜二君 (石川島支署書)
- 眞木 喬君 (内務省監獄課)
- 佐野 尚君 (監獄協會庶務)
- 木村良承君 (監獄協會庶務)
- 森 廣太郎君 (東京集會監署)
- 杉本壽幸君 (警視監獄署)
- 小泉保直君 (神奈川縣典)
- 小嶋吉太郎君 (内務省監獄)
- 蘆立安之君 (東京集會監)
- 齊藤健藏君 (石川島支署)
- 菊澤卯源太君 (警視監獄)
- 三毛猪馬介君 (警視監獄)
- 森田周一郎君 (石川島支署)

等なりき然るに庶務局長石澤謹吾君の病病の爲め出席なかりしは頗る遺憾のみとなりき  
 此常集會の目的たる充分各自の胸襟を啓きて意見を吐露し實益を期するに在るを以て會議の通弊なるシカツメラシキとを避け親密と簡易とを旨としたれば此會に團座する内は胸中固より官職と云ふ觀念なく所謂一寸思ふて一寸言ひ夫れは不可なりと言はれて成程と笑ふなどいど打解けたる會合にて一方に學說家の學理談あれは一方に實際家の細かさ實際談あり學說家も實際家も得る所蓋し甚なかつさりしなるへし今其會話の一斑を記せんに席定まるや小河君曰く當會は平易を主とする談話會なれとも談話を統理する會長なくんは或は雜談に流れて時間を徒費するの患へあらん願はくは小原君の統理の勞を取られんことをど一同之に賛成し遂に同君の承諾あり夫れより議事に取掛れり是より先き小島福澤小河神谷横江五君の提出に係る問題あり順を逐ふて議するよと成る

議事の大纲

是に於て會長開會を告げ事務員問題を朗讀す  
 出獄保護の方法如何 出題者 小島吉太郎君  
 出題者問題を説明して曰く監獄の効用を全かつしめんとするには出獄人保護事業は實に一日を緩ふす可らざる重要な事業と信す然るに堂々たる大日本國の首府に一箇の保護場だもなしと云ふは豈一大恨事ならずや然れども言ふに易くして行ふに難きは凡ての事業中此事業を以て最となすへし抑々如何なる方法を用ひは能く目下の情勢に適して其目的を達することを得へしか願はくは諸君の高案を聴かん(小河君)是れは中々至難の問題なれば須く調査委員を選ひて鄭重なる審査を遂ぐる方可なるへし(山室君)賛成(神谷君)賛成(會長)此事業に就ては余も豫て取調たるおどありとて其嘗て計劃ありたる實地困難の經歷及び歐米保護會社事業の一斑と述へられ夫れ此の如きの難事業なれば委員を選ひて其考案を集め次會に於て採擇する方可ならんと告げらる之れに賛成者多く委員付托に決し次ぎの問題に移る  
 別房留置人の待遇は凡て囚人に準すへきや  
 出題者 福澤勇太郎君  
 出題者説明して曰く別房留置人は何れの監獄にもあつるよどなき様なるか賞譽の法等なきより或は其行狀却て囚人よりも不良なるの状況はなきや實際の取扱ひ賞譽も懲罰も一般囚人に準し居るや如何(工藤君)別房留置者は

囚人として取扱ひ居らす懲治人に準して取扱ふものど考へ居れり但し囚人に準して然るへきものなるや(神谷君)惟ふに出題者の精神は其懲罰は囚人父準すれとも賞譽に付ては準するところあらざるか爲め自然行狀不良に赴くの實況なれば相當の方法を設けて以て相當の獎勵をなさんとの意ならんか(中村君)賞譽のこと囚人に準せざる爲めに其不良に赴く點を見出すおど能はざる様考ふ彼等の一般囚人に比してイクラマなきは今日にも引取人かあれば出監するの心持ちより自然役業は不勉強に流れ加ふるに別房になれば皆護工に就くおどなれば工錢は勿論取れず他因は之を宿無しと嘲る等其原因種々あるへけれど要するに彼等は習慣犯迄にも至らず未だ無漢と稱するにも足らざる者なり其証據には巾着切の巧みなる者などは直に引取りか付くなり又再三犯となりて其社會に交際あるものは是れ亦た直に引取か付くなり故に今其別法を設けたりとて其効はあらざるへしと考ふ(横江君)引取人かなき程なる人間なれば勢ひ不良者の其内に多きことならん(工藤君)別房者の逃走は監視遠犯を以て處分せらるるものなるか(横江君)刑法に明文なければ御説の如く處分せらるるものなり(中村君)然れども一概に然りとは云へず裁判官の見込みに依りて時に無罪を言渡すことあり(神谷君)兎も角も罰あつて賞なきは獎勵の道に欠くるおどころなきか既に罰も準するおどせは賞も亦出来る丈けの範圍内に於て行はれたきものど思考す且つ成るへく囚人に準

して處遇する方可ならんか(横江君)然れども目下の有様實際其方法なきを如何せん(神谷君)方法なしとして其方法を講せざるは事の宜しきに適はざるなきか(小河君)余は先般各監獄を巡回したりしか何れの監獄にても總て別房には役業らしき役業も課せられず概して之を冷遇するの觀ありたり官吏既に之を賤しむ況んや同囚に於てをや惟ふに別房は獄内の良民なり故に當局者出獄人保護事業を爲すおど心得て其待遇をなして可ならん監獄則に於ては別房と云ふ者を見て居らざるなり唯だ細則に於て之を認むるのみ又別房に成ればとて直ちに之を護工に移して其工錢を得られざる爲め歸郷旅費を蓄ふる能はず必らずしも監獄に留め置かざるを得ざるの窮屈を忍はざるも可ならんか若し夫れ其前の役業に服せしむる能はずんは爰に適切なる役業あり何ぞや外役なり若し之を外役に使用するときは工錢は固より多く且つ危険の恐れも少なく之を別房適切な役業ならん右は固より一箇人の資格にて聊か意存を陳へたるに過ぎず賞譽のことも宜しく當局者の方寸にて監獄の体面に調はらざる限りは充分其優遇をなし可ならん(前田君)余か監獄にては従前別房と囚人との役業上區分はなかりしか斯くては彼等に囚人同一の感覺を與ふるの恐れあれば斷然之を區分したり又外役との御説ありしか別房には外役に適する程の體力ある者甚だ甚しと思ふに第一の問題決すれば此第二の問題は不必要に屬すれば是も調査委員に付托することとなしては如何(小

河君)賛成(神谷君)改換の状ある者のみを保護するは原則なれば出獄人保護の方法決するも尙ほ別房の問題は残るへし(小泉君)然り齊しく別房なればとて様々の種類あるは一定の待遇を爲すは甚た不可なり例へば今や引取人照會中の者もあれば無頼の凶漢所謂習慣犯なる者もあり或は旅費なくして歸郷し得られざる者もあれば親族故舊の得て引取り難き者もあり宜しく階級法を設けて待遇を同一ならしめす勤めて嚴正を旨とするにあらざれば恐らくは矯正の目的を遂げ難からん(山室君)余も同感なり我が監獄の如きは別房に悪漢多し待遇は優よりも寧ろ嚴なるを希望す(會長)優遇すると云ふに付ては何か訓令などのあることなる乎既に附加刑と云ふ以上は飽く迄國家の刑人を以て見ざるを得ず縦令獄則は變更せるとも刑法は動かさへかす(横江君)工場別異の要否は大切なり宜しく充分の調査を遂げたし、遂に前田君の調査委員付托説に決し次きの問題に移る

北海道に於ける獄制は風土其他諸般の關係上特別の規程を要すへきことなりと思はる就ては此際同道に適切なる獄制を設くる爲め調査委員を選ひ此件に關する取調を托し審議の上本會の意見として其筋に提出したきこと

出題者 小河滋次郎君

事務員の朗讀に次ぎ出題者の詳細なる説明あり一同大いに之を賛成して調査委員を選ふことに決し(佐野君)調査委員は會長の指名を煩はさんと一同賛成乃ち會長の指名

にて調査委員に小川滋次郎君神谷彦太郎君眞木高君前田傳君杉本壽幸君佐野尚君當選該委員には以上三問題の審査を託することに決す夫れより佐野君の發議にて委員長を置くことになり委員の互選にて委員長の選舉ありしに小川滋次郎君當選せられたり時に午後四時五十分なりしかは神谷横江二君の出題は次會則ち明年二月に於て開かる、當集會に譲りて會長閉會を告げたり

右は極めて梗概を記したるに過ぎず且つ記する所錯雜誤謬なきを保せず脱漏亦甚た少なからず伏て出席諸君の高恕を請ふ次會よりは差支なきことに限り必ず詳密に掲載すへし

編者 謹白

○監獄協會有志忘年會

去る十二月十一日午後五時より上野公園櫻雲臺に於て催されたる大日本監獄協會有志忘年會は席上絃歌を用ひす清談興深く各十二分の歡を盡せり當日來會せられし諸君は調査局長小原重哉君、神奈川縣監獄維持會員小泉保直君埼玉縣監獄維持會員山室元吉君、栃木縣監獄維持會員甲斐秀成君、石川島支署長前田傳君、警視廳監獄署書記杉本壽幸君、内務省監獄課長小河滋次郎君、監獄課員神谷彦太郎君、石川島支署書記手島鬼喜次君、市ヶ谷支署監獄醫醫學士井上穂藏君、東京集治監書記蘆立安之君、庶務委員佐野尚君、庶務補佐員小林益三郎君、出版主任寺井宗平君、事務員木村良承君、等なりき

通信

○地方議會の建議

東京府會及山梨縣會は此程内務大臣に對し監獄費は國庫支辨に復せられ度旨を建議したり

○囚人取締用窄衣

強暴囚人取締の用に供する窄衣は豫て東京集治監に於て試験中の處其効著しるしきを以て此程一般に其施用を許されたり

○萬國博覽會への出品

シカゴ萬國博覽會へ内務省よりは悉皆の監獄制度を英文に譯して出品せられ又東京集治監よりは精細なる新築監房の圖面數葉を出品すと云ふ

○京都府監獄死亡職員追悼會

在京都 田村英吉報す

京都府監獄署職員は本年十一月廿七日日本派本願寺宣布院に於て明治十四年以來在職中死亡せし典獄以下署員の追悼會を執行せり參會者無慮二百數十名遺族二十有餘名にして式場其他内外の裝飾最も壯嚴を盡し佛前には死者か氏名を列記せる丈々五尺有餘の一大位牌を安置し同寺連枝土山師臨場町重法務を修せられ典獄小野勝彬君以下順次捻香禮拜し遺族其他看守者には式后鹿饌を供し交々往事を談し將來を説き益々勇奮職務に身を委ね治獄の衝に

當らんみどを盟ひ點燈時全く終結したり始めより終り迄實に整正嚴肅にして追悼の情堂内に溢れ感動せざるものなく就中遺族中には悲哀禁し兼ね聲を放つて哭するものあり特に會員總代青山氏の吊詞を朗讀せるや文中時に或は暴徒獄を破り(中略)饑々暴舉の間右に鎮め左に壓へ勇奮身を顧みす云々の句に至り當時の慘況目前に回想せしれ思はず落涙せざるものなかりき其吊詞左の如し

吊詞

維時明治廿五年十一月廿七日恭しく祭壇を本派本願寺高堂に設け當監獄署員明治十四年以降亡沒せられたる副典獄村上故快誠君以下五十有七君の靈を祭り告げ曰く嗚呼生前君と交を結ぶや久矣公門出入相提携し起臥相俱にし死生是れ盟ひ數千の罪惡者を卒ひ酸辛艱苦苟も治獄の目的を過らんみどを恐れ常に相語るや懲戒感化の公談に非ざるなく躬行ふや惇々として倦まず夏日煩熱灼くか如く嚴冬肌膚を劈くあるも晝夜となく拮据阻勉諸君と此難局に當り時に或は暴徒獄を破り衆囚火を放ち餘々暴舉の間右に鎮め左に壓へ勇奮身を顧みす又時どいては傳染病毒の侵害を受け患者の前に死し後に斃れ其慘狀謂ふ可からざるも益々奮進力を防禦に盡し多くは之れか爲めに感染不幸の最後を遂げたる加之獄務改良非常の精神を勞耗し遂に病んで長逝せられたるあり皆我監獄の爲め力を職務に致し斃れて而して止むの義氣堂々たる先君の諸靈あり今日獄内靜寧を致す



や豈偶然ならんや嗚呼哀哉諸君は一たび去て口謂ふ可からず眼觀る能はずと雖も眼々中自ら鑒みる所あらん其流れに浮沈するもの爰を諸君の忠魂を慰めざるあらん茲に田村坂井州澤今井細見荒木の諸子一呼首唱せらるゝや立ろに數百の賛同あり尙本派本願寺高僧達の贊助に依て此盛大なる追吊會を執行し遺族も參拜せらるゝに至る感懷幸に殘軀を存し末班を汚すの榮を得度て靈前に跪き再拜し聊か既往の事蹟を追想して之れを述ぶ哀悼の情胸に塞り謂ふとあろを知らず庶幾くは神靈其れ來り鑒げよ

明治廿五年十一月廿七日

追悼參會者總代 青山 威 懷

○精勤證書授與

千葉縣に於ては去る十一月三十日看守瀧口模三郎、島田伊之助、淺葉清吉、佐瀬庄三郎の四氏に精勤證書を授與せられたり

大阪府に於ては去る十二月十五日左の諸氏に精勤證書を授與せられたり

大阪府監獄署諸看守島原彦四郎氏全松木庄左衛門氏全廣下宜光氏全柏木幸平氏全河村欣作氏全岸川萬太郎氏全岩田十三造氏全中原治左衛門氏全高田廣吉氏全鎌田謙三氏全三好猪久造氏全永井源郎氏全莊田傳太郎氏全小橋桂次郎氏全廣石萬吉氏

大阪府堺監獄支署諸看守馬場小次郎氏全大黒新之丞氏

全可兒増太郎氏全宮内雄太郎氏全吉村勿藏氏全松川鶴三氏

○看守教習卒業

岡山縣に於ては去る十一月廿一日看守教習所第六回受業生の卒業試験を行ひ八田千代吉、長谷川八十吉、淺野重衛、上林兼吉、人見義明の諸氏に卒業證書を授與せられたり其内八田氏は優等なりし

栃木縣に於ては去る十一月(日不詳)看守教習所第五回第一期の試験を行ひ及第者看守寄木真平氏に卒業證書を付與せられたり

佐賀縣に於ては去る十一月(日不詳)看守副島敬一郎氏教習課程を卒業せしを以て卒業證書を授與せられたり

奈良縣に於ては此程第五回看守教習生五名の卒業試験を執行せられしに内一名落第したるを以て四名の及第者に去る十二月八日卒業證書を授與せられたり

鳴根縣に於ては去る十二月十四日第三回看守教習生の卒業試験を執行し宮本義靜、高橋忠義の二氏に卒業證書を杉田義敬氏に修業證を授與せられ且つ宮本氏には試験成績優等なりしを以て特に褒狀を付與せられたり

大阪府に於ては第二回看守教習生卒業試験を去る十一月二十日に舉行せられたり其人員二十九名にして則ち左記の如し而して同月二十六日卒業證授與式には前田典獄の演詞及教習生總代の答詞等ありて鄭重且つ盛なりしと云ふ抑々本教習は本年二月一日に始まり四十名の學生なり

しか病氣事故等の爲め免職せられし者もあり結局殘員は二十九名となり此諸氏は悉く卒業せられたり

卒業生人名

- |               |        |        |
|---------------|--------|--------|
| 東瀨 金吾氏        | 萩平 虎二氏 | 鴻原彦四郎氏 |
| 喜多 磯松氏        | 吉岡 經盛氏 | 中山 愿氏  |
| 吉岡馬太郎氏 (以上優等) |        |        |
| 堀 福次郎氏        | 三好猪久造氏 | 梅村喜久太氏 |
| 榎本 薫氏         | 藤谷松之助氏 | 廣石 萬吉氏 |
| 森 金次氏         | 安立 吾吉氏 | 松木孝太郎氏 |
| 原 丑五郎氏        | 増田 和輔氏 | 岩田十三造氏 |
| 沼田 彌智氏        | 岡田彌八郎氏 | 上野豊三郎氏 |
| 今北市太郎氏        | 宮崎清太郎氏 | 元木 豊穂氏 |
| 山田 眞親氏        | 岸本熊太郎氏 | 森五郎三郎氏 |
| 永井 源郎氏        |        |        |

○米國神學博士の入會

米國神學博士スミス氏は今般大日本監獄協會に入會を申込まれたりスミス氏は今鄉國に在れども來二十六年九月には本邦に渡來すと云ふ而して夫れ迄は米國に於ける獄事の通信を擔任せらるゝ筈なり

米國神學及法學博士 ワォイツ 著

在文科大學 神谷四郎 譯

(第二十九節の續)されど斯く各國政府の代表者のみにて組織せられたる會議は其性質あまりに官吏的にして議論の區域も自ら狹隘なるの恐あれば非官吏的の分子をも加ふるとに決す、是此議會に始りたる一特徴にしてロンドン會議は各國政府の會合なると共に又各國人民の會合なり、世界各國の官民一致協同して監獄改良を謀りし當時著明の會合たり、此會議の議長はロオド、カナアナゲンにしてプリンス、オフ、エルムも出席の榮を賜ひ英國内務卿は一場の演説をなして諸外國政府よりの會集者に對し歡迎慰勞の意を表したり、議員は前日の如く各國の使臣百餘名及び合衆國其他諸國の有名なる法律家、諸國中央政府の獄務官參列し、諸監獄の長官は其經驗上特得の智識を齎し、監獄學の諸大家は深遠なる學理上の智識を齎し各國より會集し、各國の法律上諸協會及諸法科大學より委員を出して參會せしむ、殊に佛國學士會は其會員一名を出席せしめて、同會が既に半世紀間、間斷なく研究したる監獄上の智識の一端を送れり、さて以上の人々議員となりて會議するおと十日間、其問題は多くして且重要に其辨論は鋭敏にして且熱心なりと、宜なるかな八百餘頁の大冊を成したる其議事録は監獄學上無上の良書として到る處に珍重せらるるロンドン會議は一の決議をも爲すに至らず一の議題をも成立せしめず一の主義をも

譯

○歐米監獄沿革史 (承前)



採用するに及ばざりしものなりとて譲る者あり、されど此の會議はかゝる名義上の揚言をせざれ、其意の趣く所の旨は表白せられたり

合衆國政府派遣の委員は貳拾五箇條の議題を此會議に提出せり、其議題は概ね皆シンシナチ會議に決定したるものにて又其中、最も重要な点は此ロンドン會議理事委員の報告書中に収められ、而して其報告書は此會議全般の意向を表するものとして採用せられたり、其議題及報告書は左の如し

ロンドン萬國監獄會議米國提出議題

第一條 凡そ罪人を罰するは社會を保護する爲なり、而て斯る處罰は犯罪よりは寧ろ罪人に對するものなれば其最大の目的は罪人の道徳上改化に在り、故に罪人感化は獄制の主要たるべく、只其罪人をして其或罪を犯したる報仇として或度の苦痛を受けしむるのみにては未だ足りずすべからず、其罪を再するを防ぎ公衆の安寧を保持する最良の方法は罪人自身の精神の道徳上調和を再興し法律との關係に於ては新に生れたる人となすに在り

第二條 罪人の道徳上改化をなすには恐怖よりは希望を以て有効なる動力とす、されば囚徒の行狀善良、役業勉勵、學業篤志を賞する法則を整備し且能く之を應用し、前途有望の念をして常に囚徒の心中に在らしむべし、其賞として或は刑期を減縮し或は役業益金の幾分を給與し又次第に肯束を弛し特許を増加すべし、凡そ獄制の善

美なるは賞を先にして罰を後にするに在り、

第三條 囚徒の罪質年齢等に據りず其行爲を以て標準としたる階級を設け各級待遇法を區別すべし、かくして囚徒に已の位置は全く已の行爲に因りて高下することを明示せんには各已を利せん爲に次第に其行狀を改むるは必然の情勢なり、獄内に於ても亦通常の社會に於ける如く囚徒各自の勉勵によりて各自の得る利益ありて之が興奮劑たるを要す各自の行狀善良、役業勉勵は直に各自一身上の利益とならば各争ふて之に従事し、爲に有益なる思想習慣を得へし、是、如何なる峻刑酷罰を以て強ふるも得へき所のものなり

第四條 凡そ罪人を待遇するに強逼管束の方法を用ひずして勸誘獎勵の方法を用うへし監獄の目的は從順なる囚徒を作り出すに在らしめて正直勤勉なる自由の民を作り出すに在り、猛烈なる禽獸の壓制は以て善良なる囚徒を作るへし、然りと雖も善良なる人民を作るに至りては道徳上の鍛鍊に非れば能はず、前者は以て怠慢無氣力、只從順なるのみの肉體を得べく、後者にして始めて快活有爲の精神を得へし、凡そ罪人を改化して良民とせんと欲する者は必ず獄務上に軍隊の法を用ふるを止め、之に代ふるに道徳上の勢力に基ける教練を以てせざるべからず、軍隊の規律と監獄の規律とは其目的正しく相反せるものにして決して同一の方向に出てざるものなり、一は

多人數一齊の行爲を主とし、一は各自特別の勞動を要とす、一は權力に據り、一は意思に基く、權力は少しも徳を生ずるとなく、道徳上の目的を達するは只意思によるのみ、殊に一は各人特殊の性質を抑壓し、各人をして悉く皆、一個の合成機關中の一部分たらしむるを眼目とし、一は各人特殊の性質を長育し、之に加ふるに正道の教を以てし、各自獨立して此正道を行ふを得せしむるを要領とす

第五條 前條に云へる如く罪人改化は一に道徳上の勢力に頼るべしと雖も過度の寛縱は亦過度の抑制と同じく改化の妨害物たり囚徒を以て嚴肅なる艱難の地位に置き囚徒自身の勞動に因りて此地位を免れしむるを真理とす、其自身の勞動とは役業に勉勵し且つ克己の念常に中心を離れず絶えず實行に顯るべし、感化は常に唯嚴厲緊肅なる教習のみに因りて得らるべし、凡そ人の諸徳を生育する所以のものは自由社會に在る良民にありても又獄内に監禁せらるる囚徒にありても共に一の慈愛者、則ち艱難なり、其地位漸く降り、凌辱、打擲、禁束次第に其度を加ふるとも悪人の之に堪ふるや容易なり、然れども之か肩に車を加へられ、譯者曰く役業を課せらるるを云ふなり又道徳上の必要に催されて、中心より其地位を高むる行爲をなし、自ら其放縱なる氣質慾情を制せしめらるるは至難の業にして前者よりも遙に重き懲罰なり、而して此懲罰を實行するに非れば完全なる制御とは云ふべからず

前號の正誤 二五頁上段一八行の號は節、同下段一二行はブ、同十四行はと、同二三行はロ、二六頁上段一〇行にはと其他洲は皆州の誤なり

寄書

○刑事被告人に對する監獄則  
制裁論(承前) 群馬 黒田 幸吉

在監人は互に和順を旨とし常に教令を遵守す可し  
本項は是れ治獄上の最大主眼にして以下列掲する各項は皆な此の原則より割出したるものとす故に以下の各項を研究するに於ては本項の主意自ら明瞭なる可きに因り茲に之を講べるの必要なし

每朝常用の諸器具を清潔にし之を排列して點檢を受け及席壁團圍等を掃除す可し

本項に於て論究を要するは被告人が常用の器具を清潔にせず及び席壁團圍等を掃除せざるの場合なりとす此場合に於ては之を制裁として常用の諸器具を貸與せざる可しか細則第六十五條を案するに常用器具中には貯水器並に飲器を合蓋せり若し之れを貸與せざれば結局被告人に飲水を禁するの狀に立至るべし或ひは曰く被告人をして其時々之を出願せしめて之れを與ふれば可なりと然れども是れ到底行ふ可らざるの議論のみ抑も人類の水を飲用するは身體の安寧及び自由に關するの權利より自然に

流出する處の結果にして人類固有の權利なり固有權は憲法も之を奪ふ能はざるのみならず却て大に之を保護せり況んや監獄則否な監獄の取締處分を以て之を障害す可けんや又壁席間等は假令彼等か之を掃除せざるも固より取り上ぐるをを得ず然らば如何せば可ならんか云ふに元來本項の趣意たる間接には監獄一般の衛生を保し直接には個人的衛生を全ふせんとするにあれば官に於て之を執行し（常用の諸器具を清潔にし）此制裁としては被告人をして其費用を負担せしむるに在り

窓壁若くは物件を汚損し不淨器の外へ唾はき及び貯水を亂用す可らず

本項を遵守せざる場合に於て之れに制裁を加へんには

第一 窓壁若くは物件を毀損したる場合

第二 第一に掲ぐる所のものを汚損し及不淨器の外へ唾はきたる場合

第三 貯水を濫用したる場合

第三の場合に別ちて論究するを便利とす

第一の場合

此の場合に於ては其修繕費若くは價格を評價し其の損害額を賠償せしむるに在り

第二の場合

此の場合に於ては犯罪者をして之を掃除せしむるを以て足る何ぞなれば窓壁若くは物件等を汚穢するを禁するは元ど監獄の清潔法より來りたるものなればなり而して犯罪者にして此の掃除を肯せざるべきは則ち毎朝常用の諸器具を清潔にして云々の項に於て論じたる所を適用すべきなり

第三の場合

此の場合は一見するときは別に制裁の必要なか如し何ぞなれば貯水は素より一定の量あり且つ被告人の爲めに之を備ふるものにして監獄一般の利害には毫も關係なきものなれば彼等に於て之を亂用して後に不足を感ずることも又は之を節用して常に其利を享くるとも一に彼等の自由に放任して可なるか如きものなればなり然れども此の見解は皮相の見たるを免れず抑も各個人に各一定の量を給するに於ては前述の解釋蓋し其當を得へども雖も目下雜居制の監獄に於ては一監房毎（即ち數人）に一定の量を給與するの實況なれば其内の一人之を亂用せば其割合に應じて他の數人に水の不足を感せしめざるを得ず若し此の如くならんか是被告人を公平に取扱ふの主義に叶はる可し是れ其亂用者に相當の制裁を加ふるの必要ある所以なり或ひは曰く水を亂用する者に對しては后来水を使用するを禁すれば則ち可なり（飲用水は此中）此の言一應有理の如く聞ゆれども若し之を禁するに於ては何日間之を禁ずると云ふ相當の期間を定めざる可からず已に期間を定め之を施行するときは恰も一個の懲罰たる觀を呈し穩當ならざる方法と云はざる可からず然らば則ち之を如何せば可ならんか曰く水の亂用者を使役し亂用に因て失ひた

水量を補充せしむるの方法を探るべきのみ蓋し是の如くんは期間を定めて之を使役する等の必要なく又懲罰に類似するの嫌ひも免る可し且又元來亂用者に制裁を附するの必要な所以は其亂用に由て他人の使用す可き水量を減するを以て之を矯めんとするに外ならず夫れ然り故に其之を減したるものをして復た之を補充せしむるは尤も至當の制裁と信するなり

房外に出てたるときは他人と手を交へ又は濫りに交談す可らず

本項は左の二場合に分ちて之を論究するを便利とす

第一 監獄か其意見を以て適宜に還房せしめ得る場合

第二 監獄か其意見を以て適宜に還房せしめ得ざる場合

合

是なり以下順次之を論究せん

第一の場合に譬へは運動の爲め或は入浴せしむる爲め出房せしめたる如き場合に存す此の場合に於て被告人若し本項の禁を犯すときは直ちに其運動若くは入浴を停止するに至當の制裁と思考す蓋し彼等の犯罪は全く運動若くは入浴の爲め出房したるに起因すればなり且つ細則第六拾八條及第七拾條を案するに運動と云ひ入浴と云ひ共に監獄の許可する所なり換言すれば其の許可は一に監獄の權内に存するものなり去れば苟も監獄か治獄上必要と認めたる以上は之を許可せざることを得るは素より當然の理なればなり

○監獄教誨と宗教の關係

綱走分監 阿部 政 恒

監獄の教誨は宗教的なるへしどの議論は稍識者の間に唱道せらるゝ所なり宗教的とは何の意ぞ宗教を根據として道義を説く事を云ふか或は宗教を其儘採用するの意なるかの字甚だ漠として解釋に惑ふ所なりと雖も思ふに今日識者の意道義を説くのみにては感化力少し宜しく囚人をして敬仰尊信せしむる者と與へざる可らずと云ふにあれば宗教的教誨とは宗教を其儘採用する事の意義ならん果して然らば吾人は多少の異議なき能はず請ふか理由を陳へん

（未完）



一 我國の事情は歐米と同一しかたず歐米には宗教の勢力甚だ強く宗教の恩澤深く人心に浸潤し人の宗教を重んずるの厚きや若し無宗教者あれば殆ど人の常性を失ひたる者の如く見做すに至る我國には未だ宗教の恩澤斯の如く洽からず却て宗教に淡泊なる是紳士の心なりと思ふ者あり而して其國人の多數に勢力を得たる宗教も亦彼の歐米諸國が同一の根源より出てし基督教を信奉せるか如きにあらずして佛教と基督教有神論と無神論全く反對の性ある宗教なり然るに若歐米の監獄の監獄教誨に宗教の結果著しきを見て我國にも直に宗教を採用すべしと云はんか吾人は如何なる宗教を採用せんとするかを問はんと欲するなり是實に容易に決する能はざるの難點ならずや如何となれば(イ)佛教を用ゐんか之に反對なる宗教を信する者は壇上佛像を安置し燈花を献して説教するも左程難有とも思はざるべく基督教を採用せんか之に反對なる宗教の信徒は耳を傾くる事自づ薄かるべし耳を傾くる事薄く難有思はざるは猶恕すべしと雖も自己の宗教に反對なるか故に耳を閉つるか或は外形に信奉を装ふの偽善者を生ずるあらは如何一宗教を採用するか爲めに却て弊習の大なる者ならずや(ロ)信教の自由は我憲法の公認する所又世界の識者の贊同せる一真理なりとぞ若獄外の民の如く己の好む所の會堂社寺に行くの自由あらずば信教の自由行はると云ふべしと雖も獄内に至りては然らず彼の明りに教誨聴聞の席を欠くか如きは是規律の許さざる所なり故に

己の信せざる宗教の説教と雖も忍んで聞ざる可らず而して反て自己の聽て以て心靈の活力を養はん事を望む所の説教は遂に聞く事を得ずとすれば是豈信教の自由を妨ぐる者ならざらんや(ハ)或は云はん彼等は罪囚なり自由を束縛せられたる者なり既に自由を束縛せらるる又何を獄外の人の如く信教の自由を得んやと此言にして果して當を得たる者ならしめば在獄者は悉く信教の自由を有せざる者とすべし豈一方に自由を得る者ありて一方に自由を欠く者ありしむべけんや然れども吾人は獄内に於ても信教自由の真理は論らざる者と思ひ行刑の區域は信教の上に迄も及ばず可らざる者と思ふ然らば之を如何吾人は宗教によりて在獄者を區別し其信奉の宗教によりて教誨を行はん事を希望する者なり然れども今日に於ては之を行ふ能はざるの諸難點あるを如何せん

二 教誨師は政府より俸給を受くる者なり政府より俸給を受くるの教誨師にして一の宗教を勧誘する時は政府は公金を拂ふて一の宗教を擴布するの嫌なきか如此困難の存するか故に吾人は一の宗教を其儘採用し其説教によりて罪囚を感化せんとせざるの非なるを唱ふる者なり

吾人は教誨師にして道義を重んじ真理を愛し囚人を救済する爲に一身を犠牲とするの覺悟ある以上は宗教家たる無宗教家たるを問はざるなり吾人は無情冷淡なる宗教家よりは寧ろ如此無宗教家を好む者なり然れども如何せん天地の靈に感觸し人心の奥を究めたる宗教家にあらざ

るよりは如此靈活の人を見る事甚だ稀なるを、故に吾人は一の宗教によりて深く自ら養ひ猷身の精神内に熾ゆる者にして教誨師たるべしと思ふなり如何なる宗教か最も能く此の如き靈活の人を生産するかは是別問にして吾人に宿論ありと雖も既に此心ある人たゞは吾人は其宗教の何たるに關せず其人を敬し其人を尊び其人を推して頭上に教誨師の榮冠を戴かしめんと欲するなり

三 人若吾人に向て如何なる主義を以て教誨をなすべきやと問は、吾人は答へて云はん活ける教誨師か誠意を充溢して活ける道念に道義を説く之を監獄の教誨と云ふべし、夫れ孔丘や釋迦や基督や彼等は何事をなせし人なるか人の道義を人に向て説きしのみ固より深淺と廣狭との差其根基とする所の別はあれども初より一宗教なる者を組織して之に人心を當て箱めんとせしにはあらず人に向て人の道を説きし者なれば其説く所に共通同義の所あるや固より明けし故に如何なる宗教も如何なる道義法も相同しき處ありて存するなり左れば深く修養せし靈活の教誨師か直に人に向て人の道を説かば其効果何ぞ淺からん又何ぞ困難の事情あるにも拘はらず無理に宗教に據るべしと云ふに及ばんや宗教は人の天性より生ぜしものなり其性を満足せしむるにあらざれば遂に人心を全く化するこゝと能はざるべしとは雖も斯は是個人的の法によりて各自の求むる所に隨ふべき者なり一定の法を以て總囚を統規すべきものにあらざるなり

吾人は實に斯く信する者なり此信によりて教誨を實行しつゝあるものなり吾人は基督教と佛教とに論なく教誨師たるものか宗教を其儘持出して總囚に説教せんとするは其結果の上より宗教自由の點より之に同意する能はざる者なり全國の教誨師諸君及大方の識者諸氏以て如何とす

○懲治人行狀調査内規を設けられんことを望む

在福岡 逸名氏

懲治人にして獄則を謹守し改悛の狀顯著なるものは假出場の恩典あり蓋し囚人に假出獄の特典あるの道理に基因せしものなる可し果して然らば必ずや行狀調査内規なるものを設定せざる可からず然らざれば懲治人仮出場の上に大なる不幸を生ずるべしあるべし今一例を擧げて之を証せん甲署に在ては五ヶ月にして假出場の恩典に浴するものあるも乙署に於ては改悛の狀之れと同等以上なるも一年の後に始めて其特典に遭遇を斯の如きは實に不權衡と云はざる可からず故に望むらば囚人と同く調査期限を算定し改悛の狀あるものは毎期賞表を授與し賞表をして假出場を具狀するの一考據となさば庶幾くは不權衡の害を一掃するを得ん乎

○實務上の疑義に就きて

在香港 南海小僧

無定役の囚人にして獄則違反により監獄則第四十二條第

一項を以て屏禁に處したるときは服役時間坐作の役を課すへき乎將た無定役囚なるか故に屏禁のみに處し坐作の役を課せざるを適當とすへき乎

本條第一項は定役及無定役囚人を處罰するに就て分別し能ふへき性質を有する乎否や

本條第一項明文には定役無定役の區別なきを以て何れの囚人にも差罰なからん去りなから一の處罰として之れを無定役囚に科するは聊か懲罰の平等を失する嫌なき乎依て本項は單に定役囚に適用し無定役囚には之を科せざるの精神にはあらざるや如何

右大方君子の教示を仰く

小説

佛老爺

龜屋 萬年

親分子分の間柄とは云ひながら餘りと云へば仰々敷吐月樓の放免祝、兎角不審に堪へされは其翌日此事を去る夥伴に問ひければ。わか彼の花川戸の拘摸の親分の許にて作法破の控として其打擲を受けたる一條、其夜の中に此方の親分則ち我親分に知れて、凡て是等社會の常習として黙して居りては腰脱と評されんことを恐れ、又他に

一種の氣質ありて、例の通り白翰を懐にし、親分は勿論究竟の子分を選りて押掛け行くと云ふ事疾く花川戸に聞えければ、先方にても其準備をなし、アハハ血の雨を降らさんする其中へ、山谷の小金次と云ふ是も其道の親分なるか仲裁に入り、辛くして調和せり。偕仲直の手打も濟みたる後、花川戸の親分熟々を考ふるに、我が面前に荒したる三吉奴は誠に憎き小僧なれとも、我が面前に引据えてもピクともせざる彼か度胸、到へ再び縄張内へ取て還したる根強き根性の頼母しき、如彼小僧を養ひて、我が辭繼になさん事將來の益なるべしと、人をもて養子にくれとの依頼に、我が親分グツと鼻を高くし、彼に頭を下けさせたりと、大に譽れある事に思ひなすど同時に違かに奮み出して、又手こそ今迄に例もなき大祝宴と、其始終を細かに告げて、然れば日なす親分より、改めて備の所存を聽かれし上、養子の一件落着をへし、恐悦至極と戯れけり。

去程に以前と違ひ親分の信憑も重く、大哥と呼ぶ者さへ出で来て、胸一杯に面白けれども戀しき父は何所に在すや、斯く思ひ出しては今にも見たき彼の調所の一通、争で取戻す由もがなと暇さへあれは此事のみ、今日も思ひ

回らしつ、押に出てたる歸途濱町近く来りしとき監獄にて顔を知りたる使屋の某と云ふに逢ひけり。使屋は其身職の腰介をなし其報酬として不當の賃銀を食する者なり我れ取敢す目禮しければ、チラと我顔を見て。堅氣になりしかと言ひかけて摺寄り来り、小聲に。何か用はないかと云ふ。諺に云ふ渡に船、先頃中はいかい御厄介に預りまして、無縁なから其邊迄御一所にと挨拶すれば。夫は氣の毒な。と満面の喜悅、但在る小料理店へ誘ひ、奥まりたる一室にて酒肴を饗し、程を計りて彼の調所の羽目の間に匿し置きたる、一通の事を具さに語りて。何卒且那の御計にて取來り被下たしと。懇懇に懇めは、某頗るの機嫌にて。委細承知、さりながら普通此方の書翰を彼方へ渡すと違ひ、大いに手数を要する事、中々に人目を忍ばねはならぬ大仕事、禮の所は随分と氣張て貰はねは。と早くも報酬の相談なり。それは仰せ迄もなし、併し乍ら大凡何程にて御引請下さるや。左ればなり今も言ふ如く、慣れたる事とて萬々ぬかりは無けれども、汝も知らるゝ如く、やかましき番人もある所、へタをすれば忽ちに覺されて、我が飯の種は勿論の事、掛替のなき一通をも、併せて取上げらるゝに於ては、それこそ悔いて還らぬ事、左

れは一寸申して見れば何でもなき仕事の様なれども、深く考へて見るときは餘骨の折るゝ仕事なれば、汝の考もあらんが、ソコは何分奮發をして貰はねは。至極御道理の次第、然らば幾何にて宜しきや、都合もあれば御遠慮なく。存分に云へば片手かものは體にあれば、汝もまた其道に掛けては難き腕、負けて三十枚に致し置かん、依て手金として半金を貰ひ置かん、殘半金は一通と交換に致すへし。有難う存します、二三日の内に御宅迄丸届け申しますればと更に肴を命じて酒を拵めぬ。其翌日何か一揮して、早く手金を渡したしと彼首此首あされども、牛僧に仕事なく、少しく自憤ながら去る新道を過ぎりけるに、不圖左手の方に新しき格子戸造の家を見付け。ハテ何時の間に此様な家が出来しか。内は廣かつれども頗る粹にして、入口の一坪の敵土は拭ひし如く清らかに、塵一筋も置かれざる其真中には、髻を盡せし男の駒下駄、一間二枚の腰障子と云ひ、其所に並ひたる勝手口と云ひ、必常尋常人の住家にあらず、家に沿ふて僅に身を横さまにして通はんばかりの狭き路次あり、裏手の様子を見究めんと、其路次を入て家の裏に出れば奥行は思ひの外に深く、察するに間数は四ツ五ツあるへし、家の



背面は板塀もて構ひ、此内の庭差して廣かぶるも、心を用ひし見越の松の枝振好ましく、察するに枯松葉に石燈籠、萬端乏居の舞臺めきて小奇麗なるへし。抑々何者の住居か、仕事のありそうな工合かなど夜更くる迄徘徊して、内の容子を窺ひしに、正しく妾宅に極りたり。然れば霽の口の小酒宴媚ける笑聲なども止みて、家内臥床にや入りたりけん、時刻來れり身支度なし、水口の雨戸を外して忍び入りたり。忍び入りは入りたれども、今霽か初度の窃盜の掙、奥の動靜を計りかねて、徒らに時を移し、徳めてイみ居る程に、忽ち火影此方を指して來るに、瞋驚。有合ふ風呂敷を頭に被り、米櫃の蔭に潜みたるに、若き女子の美しきか、半元服を亂しかけて、寢巻姿のしどけなく、湯沸の樂鐘を提けて出て來りぬ。

見付けられては一大事と、楚ど頭は隠したれども、隠さぬ尻の動きけん、アレーと立つる女の聲、南無三と思ふ程もなく、奥より馳せ出る人の足音、しくとつたりと跳起きさま、拳を固めて女の横顔、力を窮めて毆で打ては、アツと云ひつゝ、倒るゝ機會に、手燭は消えて眞の闇、アハヤ今一足にて水口を蹴り出てんとせし際、襟上無手と捉へられ、燈火くと呼ぶ聲に、五十許りの氣丈の老婆、手燭を點けて持來れば、其人我を縛めたり。太い奴ちやと云ひなかり、我顔を見て。ヤ手前は。と驚く顔をちらと見れば、斯は其處に、彼の綿工に服役したるとき、世話になりたる役付にて、我より一月前に放免したる、綿名を狸と呼はるゝ者なり。側にて情、我顔を見居りたる老婆は、涙聲を振立て。是はマア何とせう備は大坂の三吉殿では御坐らぬか、日外淺草觀音にて偶然見懸けたる備の姿、聲を掛けしに何としてか、一散に遣けられし心は、今霽初めて讀まれたり、エエ淺猿敷や、冥途に御坐る備の母御か、生きて此事を聞かれんには、抑々何と言はれうぞ、哀しき哉とて泣き出てたり。

此人は我が大坂に住みたる時、我母とは無二の懇親なりし。其時我と同年位なりし女子ありしか、即ち今打合せし女子ならん、察するに老婆は娘を伴ひて東京に出て、悪人とは知らず、此の狸の、玩弄物にはなしたるならん。水の流れに人の行末、我も有業に懷舊の涙を落しぬ。去程に狸は我が縛を解き、泣きぬる老婆を慰め。三吉久し振なり一杯やらんとて奥に誘ひ、霽の殘肴を以て我を饗する折柄、戸口ホトくと打敲きて。御免なさい新堀の親分は御内ですか、急用があります、急用くと呼び

紙幣との差異甚しき所より國庫に六百万圓余を剩して以て紙幣償却の資金に充てし由るものにて今日に銀紙幣の間に差異なきを得たれば政府は宜しく禮を遣て舊の如くに國庫支辨に復すること當然なれば今日の場合地方稅の常に國稅よりも多くして地方政務の舉るざるを痛嘆する者なり而して差有り監獄費國庫支辨案の如き地方稅を減して人民に直接の利益を與ふるものなれば地方の改良を爲さんと欲するものは是非共に賛成せざるべからざるなり云々

鈴木万次郎氏は國庫支辨案は緩ぎ前後を誤りたるものなるを論じて曰く今日之學政如何を顧みず學齡兒童にして就學せざるもの多し斯く救へざるの民を作りて而して罪因の多きを憂ふ是れ前後未を誤るの甚しきものなり故に予は監獄費に支用する費用を普通教育に向て支出せんと欲す云

粟谷品三氏曰く  
本員は本案に徹頭徹尾賛成する者なり本員は演説は至て不測法なれば詳細を開き度き事あれば談話室にて遂ふへし全体反對論者も精神よく贊成なるにあらざるも地價修正地租輕減の故に斯くは反對せらるゝならん本員は地價修正しても地租輕減に不賛成なれば此等の人に向て一言不平を訴へざるべからず元來地價修正地租輕減は重にも中等以上の人の利益となりて細民の利益となる可き者ならんは此等の人にも拘らず已れの利益となる可き者のみを可決して却て細民に利益を及ぼす可き監獄費を國庫支辨となすに反對せざる以上は本案も亦之を可決して如何若し財源なければ一寸切り込むも一寸切り込むも同じき故に豫算に切込みては如何  
議長は三讀會を開くべきや否やを採決せしに少數異議を唱ふるものありて指名點呼を行ひしに其結果左の如し  
總數二百三十七(可とする者) 八十四  
之に於て監獄費法案否決せらる (明治廿五年十二月九日朝野新聞)

獄事彙報

立てけり。狸聞き耳立て、三吉……………廻つたぞ。え、折しも何時の程にか立廻りけん、一時に裏表の雨戸を蹴放ち。御用なり神妙にせよ。(つゝ)

●監獄費國庫支辨案 衆議員片岡直温、大岡育造、平林九兵衛、松澤光憲、窪田時夫諸氏より府縣監獄費國庫支辨に關する法律案を提出せられたり

●監獄費國庫支辨法案の否決 第二第三兩回の議會に政府より提出せられたる何時の否決の否決に際りたる監獄費國庫支辨法案は今回の議會に國民協會派の代議士に依りて提出せられ、昨日の議事日程に上りたり本案に就ては提出者片岡直温氏の明快なる辯明、粟谷品三氏の面白き賛成論あり採決の際には國民協會派の代議士のみならず實業團體芝集會所等に屬する代議士の賛成もありたれと終に百五十三に對する八十四の少數にて否決せられたるなり (明治廿五年十二月九日東京日日新聞)

●監獄費國庫支辨法案第一讀會 片岡直温氏曰く  
政府は本案を以て議會を解散する迄の理由となし置きながら今回の議會に提出せし地價修正案のみを提出したるは人心收攬或は回復策の爲めならんか退て考ふれば今の内閣は元勳諸公の御出揃に一時姑息の手段を採らるへしと思はれされし元勳諸公を見れば既に可を横へ維新百年の方略は既に消磨して見るべからず或は一定の見識なきが爲め本案を提出せざるにや  
●冒頭を置き監獄費國庫支辨の民力休養の本旨に達ふ所以を論述し田中正造氏之れを反駁したり  
大岡育造氏曰く  
予は監獄費國庫支辨法案提出者の一人なり此案は是非共諸君に賛成を願はざるを得ず日本の國政を整理するには地方議會の助力を要する然るに今日の有様は地方に財源なきを以て府縣に於ては仕事を爲すを得ず今日地方人民の苦悩する所は國稅と地方稅との負擔に付て何れも略しきや監獄費を國庫支辨に移すの理由は數多なるも此費用を地方稅に移せしものは銀貨と

●監獄費國庫支辨建議案 (否決) 三奇(入出揃)比谷亭(大岡)廉(人)氣(澤)山  
監獄費國庫支辨法案の得失は「日本」既に之を論せり然れども、監獄費の出る世界には案の得失を論せしむるの餘地なきなり、只た案の由來沿革は直に案の運命を左右す、必ずしも案の是非得失に依るにあらざる、斯る世界に於て案の前途を卜するものは案の利害を探究するを要せず只た案の由來を知らば足り  
本案の初めて議會に現れしは片岡直温氏より、當時下院は





意を云はざるべきは殆んど明白なれば、監獄費案の提出は今日こそ實に其の好機なりしなり、然るに國民黨の人々が思ひを此に廻らざる、二案の運命未だ定まらざるの時、即ち民黨が力を極めて二案の爲めに監獄費案に反対すべきの時に當りて憚た、しく之を提出し、以て今日的好機を空ふせざるを得ざるに至りしは諸氏の機を見るの明なりしに坐せしものにして、余輩の甚だ燃えたる所なり、蓋し監獄費既に死して種滅み去て倒れ、修正案の運命亦如くして、其之を救むるは第五期に待たざるべからず、左れば余輩此に死んた子の年を數ふるは第五期に於て再び死んた子の年を數へざるべからざるの不幸ならんことを欲すればなり

●北海道の混雜 集治監の免因をして俾戸部月村の近傍に居住せしめんとして既に三百五十萬坪の地所を免因保護會社に下附し因徒をして道路開墾と小屋建に取掛らしめしかば月形村民は非常に激昂し一應は右差止めの請願を爲すへきも萬一聞届けられぬに於ては非常手段を以て行はんと非常の意氣込なり

(明治廿五年十二月九日朝野新聞)

●宮城縣監獄の不正事件 先に宮城農學校に於ては照鏡鏡一件にて校内より罪因を出せしが今亦同監獄に於ても不正なる事實發露し同典獄中村中氏は遂に辭表を提出するに至りたり今事の顛末を聞くに中村典獄の宅地は仙臺の廣瀬川岸にありて出水毎に其崖の崎嶇するより右を防溝せんが爲め川中へ延長八十間高十尺程の堤防を築造せしが右の爲め川様を變し水下に於て損害を蒙ること少なからざるより段々穿索を遂げたる處右は全たく中村氏が其宅地を保護せんが爲め自儘に因徒二萬五千餘人を費して築造せるものなること判然たるを以て同總會議員加藤嘉右衛門氏の發議にて中村氏をして其使用せる因徒の働工錢を支拂はしめ且つ該堤防を取拂はしむることを無知事に建議することに可決せしに因る云ふ

(明治廿五年十二月十四日郵便報知新聞)

●岡山縣の監獄費の行衛 先頃岡山縣に於て監獄費千七百餘圓紛失したりとの事は嘗て本紙にも記し當時世上の一話柄となりたるが右の事件は此頃の同縣會に於て漸く其顛末を公けにせられたり即ち右の監獄費と云ふは工業素品代にして何者とも知れず掛員の印刷を偽造し且つ書法其他の手續とも極め巧みに主任者に賣せて請求書を認め縣廳より許取せしものなりと云ふ右につき同縣廳は至急告訴の手續を爲し去る一日土木課原某監獄署會計課員佐野某及右邊田村の久山某の二名を拘引して嚴重に取調中のよし

(明治廿五年十二月六日東京日日新聞)

●監獄の建築費(附言裁判の遲滯)

建築費を縣會に求むるときは必ず其設計を明かませざるべからず、設計明

ならざるべきは之を當年度に履行するの得重なり將た之を次年度まで延期するの經濟に適するや一々へ瞭かならず、故に設計を示さざるの建築費は寧ろ其支出を拒むる當り、若し斷して之を拒む能はざるべきけ大なる割引を工費の上に加へる當局者、若し斷して之を拒む能はざるべからず、官衛の建築費を輕撃するは事に於て甚だ害あり、今に於て富山縣の爲め此弊を除去するは議員當務の必要事なり、

吾輩は前報に於て建築修繕の大休を論じたり今や一歩を進めて監獄建築費に對する特別の論議を試みざるべからず、

富山縣の監獄に於て刑事被告人の逐年増加するは富山裁判所の刑事裁判動もすれば遲滯して空しく刑事被告人を獄舎に繋ぐこと數十日若くは數ヶ月に滿るの狀あるが故なり、而して囚人の増加は刑事被告人の増加の影響にして又實に裁判遲滯の結果なり

今や囚人増加して監房二十坪の新築を要するもの一は裁判所裁判を遲延したるの過にも由るべしと雖も知事及び典獄が裁判所に對して直接開接、監獄費の損失を鳴らし以て刑事裁判の可及的速決せんことを督促せざるもの亦多少の責を擔はすべし

吾輩は囚人をして多少の究屈を感せしむるの不便に拘らず監房増築の一事は斷して必要の工事と見做す能はず

縣會議員諸士よ、五百五十圓の建築費、其額小なりと雖も輕く之を支出すへきにあらず諸士若し今にして……監獄、將に國庫に取上げられんとするの今日、徒に地方税の五百幾十圓を以て裁判遲滯の穴を埋めんとするが如き豈に縣民に親切なるの建築事業と稱すへき乎、吾輩は此點に於て議員諸士の三考を求めんとす

(明治廿五年十二月一日北陸政論)

●逃げ損れ 一昨夕の六時過ぎ頃神戸監獄署の輕罪囚一名姿の見ゆるなりしよりソレ囚徒が逃げたこと看守はそれれん手分して捜査に着手するに際し階子かゝり居るにぞ扱こそ我ら逃げ出したのだと打ち揃ひてバウ、と表へ駆け出し、やがてそこを捜索したれど其の形跡も無かりしかば矢張外では無いと見ゆるさやもや構内へ取つて返し凡そ控さ思へる箇所は限なく捜し求めけるにさある雪隠の踏板の下に當りて傾かぶりせし人の頭の見ゆるにぞコハ怪しからぬ構事かな肥密の中か首が生ることは前代未聞と踏板を撤去して取り押へ見れば果して件の囚徒にして解に階子を掛け置きしかば外へ送りたさ見せて看守等に油斷させ人々の察しつまるのを待ち受けて逃げ出す積りて此の處に小くなつて居りましたと述べ立てたる由油斷も隨もならぬ世の中

(明治廿五年十二月一日神戸日報)

## ●偏ク會員ニ謹告ス

本會規則第四條ニ依リ去ル十一月十一日東京市公園内韻松亭ニ於テ開キタル本會常集會狀況ノ大略ハ載セテ大日本監獄雜誌ハ五十五號雜欄内ニアリ右ノ如ク常集會開設ニ就テハ本會會員ニシテ常集會ニ列シ其利益ヲ頒タント欲スルモ所在地遠隔其他ノ事情ニ因リ出席セラレ難キ諸君ノ爲メニ寄送問題ノ便法ヲ設ケタリ右ノ如キ會員諸君中同會ノ議ニ付セントスル献議問題質疑問題等ヲ抱持セラレハ向キハ明細ナル説明書ヲ副ヘ寄送セラレタシ本會ハ到達ノ順序ヲ逐フテ常集會ノ衆議ニ付シ其議決ハ大日本監獄雜誌ニ詳細之ヲ掲載スヘシ

### 但常集會次會ハ來ル廿六年二月第二日曜日ヲ以テ韻松亭ニ於テ之ヲ開ク

右廣告候事  
明治廿五年十二月 大日本監獄協會

### ○本誌寄書家に拜告す

本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はず都て之を掲げ申度就ては續々玉稿を寄せられんよとを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るゝく簡單なるものを寄せられたし

本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

○會計に關せざる往復文書は

東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

右廣告致し候事

明治廿五年九月

## 大日本監獄協會

### ●監獄教誨

定價金六錢(毎月廿五日出版)

右第一編以下再版出來上り候に付御入用の方は至急御申込下され度猶第三編は定日通り出版仕り候此の段廣告候也

先般東京築地本願寺に於て開きし監獄教誨師の會同にて決議せし大日本監獄教誨師通信所は廣く教誨師の氣脈を通じ以て教誨上の改良進歩を謀らんため設置したるものなり依て同盟を望まるゝ方は郵券二錢相添御申込有之度此段廣告す

東京々橋區築地三丁目眞光寺内

## 大日本監獄教誨師通信所



# 警察監獄學會出版物廣告

司法次官清浦奎吾君序文  
 內務省備獄務顧問故フラン、ゼーバツハ君序文  
 東京集治監典獄石澤謙吾君序文  
 靜岡縣書記官文學士久米金彌君序文  
 宮城縣治監典獄八木秀太郎君跋  
 小河滋次郎君編著

## 五版 日本監獄法講義 完

洋裝美本金字入紙數四百五十二頁定價金壹圓拾  
 五錢非常減價金六拾五錢全國無遞送料本支署長  
 又ハ各課及書記看守長諸君ヨリ申込ノ外ハ前金  
 本書ハ本邦監獄則、施行細則及看守以下監獄吏員分掌例  
 ニ據リ逐條泰西監獄學ノ新說及各國ノ監獄法規等ヲ比照  
 參酌シテ著者ハ久シク職ヲ內務省警保局ニ奉シテ多年、  
 著書ナリ著者ハ久シク職ヲ內務省警保局ニ奉シテ多年、  
 治獄ノ實務ニ當リ尙曩ニ監獄官練習所ノ譯官トシテ常ニ  
 內務省ノ獄務顧問タル獨逸監獄學士ニ親炙シ益々斯道ノ  
 研究ニ淬勵セラル故ニ其述作スル所ハ獨リ理論ニ涉ラス  
 亦々實際ニ迂濶ナラス、或ハ歐米諸大家ノ所見ヲ考證シ  
 テ立論ノ根據ヲ固メ或ハ本邦內務省ノ指合通牒各クハ當  
 局者ノ意見等ヲ參酌シテ實例及立論法ノ精神ノアル所ヲ  
 闡明シ、荷クモ本邦治獄ニ關スル要項ハ細大、網羅シテ  
 亦々餘蘊ナシ、故ニ各地方獄務講習所等ニ於テ參考書教  
 科書トシテ最モ適當ナルハ勿論治獄改良ノ今日、直接ニ  
 ラクニ一讀スヘキノ良著書ナリト信ス若シ夫レ議論ノ該博  
 痛快ナル行文ノ流暢明晰ナル、叙次体裁ノ完整秀美ナル  
 カ如キハ一讀ノ上讀者ノ判定セララル、所ニ任カス  
 前警保局長小松原英太郎君演述

## 再版 監獄費國庫支辨論 完

(定價金八錢全國無遞送料)

(明治廿五年五月六日遞信省認可)

大日本監獄雜誌	
定價	一册 金七錢 全國無
半年分(六册)	金四十二錢
一年分(十二册)	金八十四錢
廣告料	但交換廣告ハ一切謝絶ス
發行所	東京並木活版所
印刷所	東京並木活版所
發行者	寺井宗平
編輯者	佐野尚

發行兼編輯者 佐野尚  
 印刷者 寺井宗平  
 印刷所 東京並木活版所

明治廿五年十二月二十日發刊  
 發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地  
 大日本監獄協會事務所  
 東京市淺草區黑船町廿八番地  
 賣捌所 東京並木活版所書店  
 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地  
 臨池書院  
 其外各書店